

議 事 日 程 （第 1 号）

令和元年12月12日（木曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 議案第77号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第78号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第81号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第13 議案第84号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第85号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第86号 東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第87号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第88号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第89号 令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第90号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第92号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 発議第3号 歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	安江誠	総務課長	伊藤保夫
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄
国保診療所 事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和元年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの5日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和元年12月12日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

令和元年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和元年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和元年9月30日、10月29日及び11月27日。

3. 検査の結果 令和元年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続いて、別冊で定例監査結果報告書を出しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。
定例監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和元年10月23日、24日及び同月25日の3日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。

令和元年12月12日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。東白川村長 今井俊郎様、東白川村議会議長 樋口春市様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 契約事務が公正適切に行われているかの確認。
4. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
5. 最小の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半。

1. 令和元年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 令和元年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成30年度末の村税等の滞納分が令和元年度に調定され収入督促がされているかの監査。
4. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査。
5. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。
6. その他関係する必要事項の監査。

後半。

1. 指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。
2. 令和元年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和元年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は51億3,556万円で、予算執行状況は、収入済額22億5,398万2,454円、支出済額20億7,262万7,166円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は1億9,620万5,964円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金1億9,603万5,169円、当座預金17万795円であります。歳出予算執行率40.4%で、前年度

同期と比較すると3.3ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると2億8,024万7,137円減の12億8,593万1,650円です。その内容は、定期預金24口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と同額で1億3,316万円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、51枚1億1,716万1,500円、債権1団体300万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、適正であり正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

平成30年度末の村税等の滞納繰越額は1,424万8,976円であり、それが令和元年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、税務関係諸税については適正に処理されていましたが、使用料で一部調定漏れがありました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分109万5,888円が納付されていました。

なお、村税等主な9月末の滞納額は、次のとおりであります。

次表を出しておりますけれども、令和元年度の9月末現在の滞納額だけ読み上げさせていただきます。

村税744万1,949円、国民健康保険税500万6,629円、介護保険料11万4,100円、CATV使用料239万5,500円、簡易水道使用料22万660円、後期高齢者医療保険料9万7,800円、国保診療所診療費等15万1,102円、合計1,542万7,740円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと、28万4,580円増加しています。今年度4月以降においても滞納額が117万8,764円ふえています。徴収に努力されているとは思いますが、まだ多額の滞納がありますので、効果的な徴収に積極的に取り組むとともに、悪質な滞納者に対しては厳正に対処されたい。また、近年は相続放棄による不納欠損の件数がふえており、その対応には苦慮されていると思いますが、他市町の状況を調査し、関係機関の指導を受け、対応策の有無について検討されたい。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等29事業について調査を行いました。契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は、全て適切に処理されていました。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

今回の定例監査では、村が交付している補助金について13事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

次に、現地監査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は、適正に管理され、周辺の環境整備もできていたと思います。村が所有する施設等で老朽化が目立っていると思いました。施設を維持管理するには多額の費用が必要

と思われるので、利用状況等を勘案し、計画的に修繕を検討されたい。

結び。

令和元年度の定例監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には、多忙の折、懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただき、ありがとうございました。

今年度の事務事業として国民健康保険税の料率見直しが予定されています。近隣市町と比較すると、本村の保険料率は低く、一般財源の繰出金が多くなっており、引き上げはやむを得ないと思いますが、国民健康保険被保険者に理解が得られるよう説明をお願いします。また、簡易水道ユーティリティー管理業務が委託されていますが、限られた財源を有効に活用できるよう、事務事業の執行及び委託業者の監視・指導に留意されたい。

東白川村においては、第5次総合計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、老朽建物など、修繕更新が必要な施設が多くあると思います。現在の村債借入残高は、一般会計、特別会計合わせて38億7,140万9,000円あります。

既に令和2年度の予算編成も始まっていると思いますが、中学校体育館改修工事等が今後計画されており、多額の借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については、常にコストを意識して、最小の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいのかを意識し、その有効性、必要性を考慮し、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をいたします。

令和元年12月12日、次のとおり、議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをいたします。

お松さま祭り、地域の活性化に資する。茶の里会館周辺、令和元年12月22日、議員全員。

東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する。はなのき会館、令和2年1月5日、議員全員。

東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する。はなのき会館、令和2年1月12日、議員全員。

可茂地域町村行政懇話会、議会議員の研さんに資する。可茂総合庁舎、令和2年1月24日、今井美和議員。

中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する。東白川中学校、令和2年2月4日、桂川一喜議員。

小学校かがやき学習発表会、児童の健全育成に資する。東白川小学校、令和2年2月22日、桂川一喜議員。

以下は議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件の説明を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

順番に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

それでは、ただいまより一問一答方式によりまして質問させていただきます。

質問事項は、東白川村国保診療所及び介護老人保健施設の移転開設後の運営等についての7点です。よろしく申し上げます。

去る10月13日に村民の大きな期待を受けた東白川村国保診療所と介護老人保健施設が関係各方面の方々の御参列の中、盛大に竣工式が行われました。総事業費は7億4,100万円であり、小さな我が村にとっては一大プロジェクトであり、何としても早期に軌道に乗せ、来る高齢化社会に対応するべく安定した運営をいたさなければなりません。

それでは、第1の質問に入ります。

東白川村国保診療所運営状況で平成29年度と平成30年度の外来患者数を比較しますと、平成29年度は1万677人であり、平成30年度は1万500人となり、177人の減少。また、一日平均で見ますと、平成29年度は39.8人であり、平成30年度は41.6人と、1.8人の増加となっております。

令和元年11月5日の東白川村国保診療所の移転新築開院以後、11月30日までの間の診療に係る来所の患者の人数についてお伺いいたします。

また、それに伴う患者の送迎の方法についてですが、ここで一つの例をとりますと、医療法人白水会白川病院では、無料送迎バスを運行してみえます。少し紹介をさせていただきます。

これは月曜日から土曜日までの1週間の運行についてですが、月曜日は大明神を8時20分にバスが出て、神土、五加を通り、白川病院は9時20分に到着いたします。このバスは、診察終了後に、また12時30分ごろに出発いたします。

そして火曜日は、白川病院を9時30分に出たバスが越原へ10時10分に到着、そして白川病院は11時に到着します。このバスは、13時ごろに、また村のほうへ戻ってきます。

水曜日は、中谷が8時20分発ということになりまして、越原には8時30分、白川病院が9時20分に到着、帰りは12時ということで白川病院を出ます。

そして木曜日は、白川病院を9時30分に出たバスが越原へ10時10分に到着しまして、また白川病院へは11時に着きます。そして、このバスは、13時に白川病院を出ます。

そして金曜日は、西洞を8時55分に出発したバスが越原へ9時40分に着き、白川病院へは10時30分に到着、そして帰りは13時ということになっています。

土曜日ですけれども、これは8時20分に大明神発ということでありまして、そして五加には8時50分、白川病院は9時20分に着きます。このバスは、1時には白川病院を出ます。

このことにつきましては、会社的にいえば企業努力であり、一方、行政的にいえば住民サービスということになるかと思えます。白川町黒川の安江医院が廃業されたこともあり、その方面から

の来所者も当然に予想されるところであります。今後の送迎の方法について、村内と村外、それぞれに対しての村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の診療所に係る一般質問にお答えをいたします。

まず、第1の質問である11月5日の開所以降、11月30日までの外来患者数でございますけれども、土曜日の半日診療も入れまして、診療日は22日間ございました。この期間に来院された患者様は、初診、再診を含め830人でございます。一日平均では38人となっております。

また、黒川地域からの患者様は、初診のみですが、この期間に90人ございました。一日平均では4人ということになります。

まだ開所して1カ月余りということでデータ不足の点は否めませんが、黒川地区からの患者様については、今後も再診で診療所を御利用いただけるものと考えてございます。

また、新しくなった診療所ということもあり、初診の方がふえたため、どうしても診療に時間がかかってしまい、患者様に長時間お待ちいただくなど、御不便をおかけしておりますが、今後、2回目以降の受診の方がふえてくれば、お待ちいただく時間も短くなるものというふうに考えてございます。

次に、村内外の患者様の送迎の方法でございますけれども、大半は御自身もしくは関係者の方の自家用車での通院がほとんどであるというふうに考えております。公共交通としましては、11月5日の開所と同時に、診療所を経由していただいております濃飛バスを含め、村内ではこれまでと同様に外出支援バスの利用が考えられます。また、黒川地内の方は、白川町が独自で運行されております黒川東白川線が1日3便、診療所を経由して送迎をしておられます。この診療の利用については、白川町にちょっと確認をしましたところ、11月5日から30日までの間に7の方が利用されたということを伺っております。

送迎の今後の質問がございましたけれども、当面は今の支援バス、これは福祉車両として運行しておるものでございまして、毎日、月曜日から金曜日まで村内各所を回っておるものでございますけれども、往復210円ということでございますが、診療所のみのものでなく、例えばお買い物ですか、そういったようなこともありますし、そうした外出支援バスのほうの運行を継続して行っていくというようなふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

わかりました。

それでは、第2の質問に入ります。

建物及び駐車場の日当たりについてです。

この件につきましては、建設の以前から話に上がっていたことですが、道路を挟んで南側に高い山があり、12月現在の状況ですと、朝9時30分ごろになり、やっとかざはな薬局に朝日が差し込んできます。これが一番早い日当たりです。そして、11時ごろになれば、ようやく老健の建物にも日が当たってきます。

南側の山林の所有者は、約12名ほどお見えになり、そのうちの5名の方が村外の方であるとお聞きをしていますが、日陰木となる頂上付近の立ち木の伐採に協力をいただき、なるべく早い時間から日差しが建物や駐車場に届くようお願いしたいと思いますが、その件につきましてはの村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

それでは、2つ目の質問の建物及び駐車場の日当たりについて、この件につきましては、既に村長のほうから指示を受けておりまして、伐採に関して、今言われましたとおり、調査が必要かというふうに思いますし、一番は冬場の日当たりを考えたことですが、ただ、やみくもに伐採することはできませんので、それから間伐補助事業で整備した森林は、5年間は伐採することはできませんし、保安林指定の森林は、皆伐ができないなどの制限があります。

そのため、そういった制限に該当はしていないか、また日当たりについても、ちゃんとした調査が必要かなというふうに思っております。

それと大事なことは、今申されたとおり、山主さんの承諾というのをちゃんと受けなければいけないということもあります。そういった調査や交渉を新年度にやるというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

特に老健につきましては、なるべく日当たりをよくしてほしいというのが思いです。早期の対処法をよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、第3の質問に入ります。

夜間、白川口方面から走ってきますと、大沢橋、宮代橋、下野橋の上には街灯がつき明るいのですが、柏本橋に至る間が非常に暗く、危険に思います。県道から診療所の入り口を過ぎ、建物の前に当たるところに2カ所ぐらい街灯があるとよろしいかと思いますが、この件につきましてはの村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

第3の質問について回答させていただきます。

新しくできました診療所の南側には、県道下呂・白川線が通っております。道路照明については、県道と診療所に通じる村道神矢線の交差点に道路照明が設置されております。その交差点から白川茶屋さんまでの間は、見通しの悪いカーブに1カ所、道路照明が設置されており、道路管理上必要な箇所については配置をしていただいております、新しく道路照明は必要ないかなあというふうなところ考えております。

ただ、診療所に通じる村道神矢線については、今のところ防犯灯などの照明施設は配備されておられませんので、今後の利用状況を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

先般、神土の平で事故がありました。これも夕方ということで、特に黒い服とかを着ているとなかなか見通しが悪いということで、でき得ることなら見通しの悪い、病院の前あたりに1カ所つけてほしいという思いであります。

それでは、第4の質問に入ります。

建物及び駐車場の東側に当たる河川に面した道路と白川の間土地の有効利用についてですが、具体的には老健施設横の駐車場から東側プールを含めて白川茶屋さんまでの間の土地のことをいいます。1級河川白川の河川敷の付近の平たんで現在は雑木や草が茂っているところですが、川を挟んで北側には旧五加小学校の運動場があり、旧道沿いには桜の木が植えられております。春には美しい桜の花が見られます。また、夏にはアユの友釣りのシーズンに入りますと、地元や外来の太公望が大挙押しかけてきて、一日川で楽しんで帰られます。また、秋には北側に柏本の高い山々が遠くに望め、近くには南側に下野の山が迫っており、いずれも色鮮やかな紅葉が楽しめます。

このような風光明媚な場所ですので、整備をして公園をつくり、散歩道を引き、癒やしの場の設置ができれば土地の有効利用と景観の保護につながるかと考えますが、この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

診療所の東側、上流部というところですが、に公園や散歩道などの癒やしの場を設置したらどうかという御意見を承りました。この地域の医療福祉ゾーン整備計画では、将来、大分先の将来ということでございますが、せせらぎ荘や保健センターの移転候補地として予定をされております。

また、第2期計画、これはまだ計画本体が動いておるわけではございませんが、当初の予定では、社会ニーズに合った違う形の老人施設を設置することを今後検討していくというふうにしておりま

して、その用地としても予定をされておるところであります。

また、今、御指摘のところについては、五加地区にヘリコプターの離着陸場、これを整備する予定でもあります。議員の今御指摘の箇所は、その候補地として考えております。

いずれにしても、多額の予算措置が必要ですので、すぐにとはまいりませんが、計画的に用地を活用する必要があると考えております。

癒やしのための機能や必要性を否定するわけではありませんので、今後、今お答えしました事業に着手するときに、あわせてそういった環境整備にも心して整備をしてみたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま村長説明の件は、大きなプロジェクトになるということで期待をしております。そういったことで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、第5の質問に入ります。

現在、五加交流サロンは、柏本の旧五加保育園の場所にあります。東白川村国保診療所の来所者の喫茶、歓談の場を兼ねて、将来的には駐車場が隣接する土地の一角に移転をしたら利用価値も上がるのではないかと考えますが、この件についての村のお考えをお伺ひいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

議員御提案の五加サロンを移転し、喫茶や歓談の場の提供というお話でございますが、柏本地内の旧五加保育園舎を取り壊し、建設をいたしました五加サロンについては、既に地元に十分定着しているものと考えておりますので、五加サロンの移転は全く考えておりません。

また、診療所につきましては、病院と違って入院患者を受け入れる施設ではございませんので、例えばお見舞いの方や付き添いの方が喫茶や歓談の場を求められるということは考えにくいところでございます。当初の計画段階でも、そうした要望や御意見はございませんでした。

なお、喫茶とはいきませんが、老健施設には家族面談室が設けてございます。こういったところで御家族の方やお見舞いの方など、そちらの部屋を利用いただけるものと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

それでは、第6の質問に入ります。

平成29年度と平成30年度の老人保健施設の利用状況を見ますと、平成29年度は5,021人であり、平成30年度は5,110人で、89人の増となっております。また、一日平均の利用者は、平成29年度は13.8人であり、平成30年度は14.0人で、0.2人の増となっております。

11月に移転新築開所後の老健のロング及びショートの利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

第6の質問でございますけれども、東白川村の介護老人保健施設のサービスとして、最大3カ月間入所可能な長期入所と、30日間までの短期入所療養介護とがございます。データとしては短い期間ですが、開所の11月5日から11月30日までの間に、短期入所が延べ287人、長期入所が延べ52人ございました。実数としましては、短期入所が28人の方、長期入所が2人の方でございました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

はい、わかりました。

それでは、最後ですけど、第7の質問に入ります。

平成30年度総務常任委員会協議会での検討事項ですが、東白川村国保診療所医療部門の今後の診療所改革改善目標の2番目に上がっています、利用しやすい診療所及び休日診療の充実と中核病院との病診連携を強化しますとあります。この件につきまして、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議員の御指摘のとおり、生まれ変わった診療所が利用していただきやすく、御利用いただく皆様に親しんでいただけるような施設としていくため、まず受け入れ側の職員教育は重要であるというふうに考えてございます。私たち公務員の使命は、住民の生命・財産を守ることです。診療所については、この中でも住民の命を守ることが最大の使命であるというふうに考えてございます。そうした意味でも、村民の皆様が安心して御利用いただける施設となるよう努力を重ねてまいります。

次に、休日診療の問題ですが、平成26年から木沢記念病院の御協力によって土曜日の半日だけ診療日を設けておりますが、土曜日の患者数は、今年度4月から11月までの間に32人ございました。一月平均4人の状況であり、土曜日によってはゼロ人という日があります。また、木沢記念病院が出されたデータでは、4月から10月までの間に休日に救急車で搬入以外の東白川村の患者

数は25人ということでした。確かに休日に駆け込める医療機関というのは住民の安心という点では大切な部分かもしれませんが、加茂医師会には輪番制で休日急患診療当番医がありますし、休日の診療のさらなる充実という点は、コスト面から考えますと、これ以上のことは今は考えてございません。

次に、病診連携の強化という御質問ですが、新しい診療所になって大きく変わった点の一つにCTをなくしたということがございます。これについては、既に白川病院との連携を行っておりますし、例えば診療所にお越しになられた方で重篤な状況であれば、診療所の医師が救急車に同乗し、搬入先まで伺い、病院との連携を行っております。こうした活動は、新しくなったから始まったというものではなく、以前から行ってきたことであり、今後も、より村外の病院との連携を密にしながらか活動を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまは大変わかりやすい説明をいただきまして、ありがとうございました。

これで私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

おはようございます。

通告に従いまして、一問一答方式にて、2点、5項目を質問いたします。

まず、国民健康保険税についてを質問いたします。

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人を対象に、病気やけがの際に備えて医療に係る費用をお互いに負担し、支え合うための財源となるものです。税額は、世帯ごとに計算し、被保険者全員の前年の所得、被保険者数、固定資産などに基づいて計算いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととなりました。これを受けて、昨年度より国民健康保険税は、自治体で徴収し、納付金として県に納めています。

東白川村は保険税率が県下でも下から3番目と低い税率ですが、今後、国民健康保険税の税率は変わっていくのか、被保険者の負担はどうか、心配な面もあると感じています。

まず、1つ目の質問です。

県が国民健康保険の財政運営を行うようになった理由と、県が加わったことでどう変わったか、お聞きします。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

今井美和議員の御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険の制度改革と本村の現状についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、法改正に伴いまして、昨年度から県が国民健康保険の財政的主体となって運営されるよう制度改革が行われました。後期高齢者医療が始まったときと違いまして、被保険者の方々には直接影響が少ない改革であったため、制度改革を実感される方はほとんどいらっしゃらないと思いますけれども、村としては非常に大きな改革と言えます。

国が制度改革を行い、県を国民健康保険の財政運営主体に加えた理由は、国民健康保険の財政的な3つの問題点を解消することにあります。

第1は、年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、第2に、所得水準が低く、保険税の負担が重いこと、第3に、財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多いことです。

国民健康保険の被保険者は、75歳未満の方で、主に農業や建築業、商店などの個人事業主さんが被保険者に該当します。また、会社などに勤めていて社会保険であった方が退職を機に国民健康保険に移ってこられることも多くあります。

11月末の本村の国民健康保険の年齢別被保険者を調べてみますと、ゼロ歳から19歳までが68人、20歳から59歳までが183人、60歳から74歳までが347人ということで、半分以上の方が60歳以上の方で構成されています。

人は、やっぱり年取るごとに病院にかかることもふえまして、医療費水準が高くなります。また、半数以上の方が60歳以上ということで、年金を主体に生活されている方も多く、現役世代と比べると所得が少ないことも考えられます。さらに、本村のように被保険者が600人ほどの場合、月の保険給付費が大きく変動した場合に資金不足に陥ることも多々あり、一般会計や基金からの繰入金を入れて運営するなど、財政は非常に不安定な状況でした。

平成30年度から県が財政運営の主体となって加わったことで、変動の大きい保険給付費は、全額県から支払われることになりました。これによりまして、急激な支出増加への対応がなくなり、村の国保会計は非常に安定したと言えます。ただし、保険給付費の心配はなくなりましたが、かわりに県事業費納付金が新たに設けられました。これは国が示した計算方法を使いまして、県が保険税相当額を計算し、村が被保険者から保険税を集めて支払うものでございます。納付金の金額は、市町村の1人当たりの保険給付費、被保険者数やその所得などをもとに県が決めます。納付金のもととなる被保険者の保険税は、村が条例で定めております。先ほど申し上げましたように、平成29年度までは保険税や各種交付金、補助金などで資金が不足した場合は、村の一般会計や基金から繰り入れを行い、国民健康保険の収支のバランスをとってきました。しかし、制度改革にあわせまして、国が赤字補填に対する繰入金を法定外繰り入れとして区分し、これを禁止しました。このことにより、論理的に国民健康保険特別会計は、収支のバランスが崩れている状況であります。制度改革からの2年間は、これまでの繰越金や基金からの繰入金で法定外繰り入れをしないで会計を運営して

きましたが、基金も底をつき、法定外繰り入れが認められない状況から、何らかの措置を待ったなしで講ずる必要が発生しているのが現在の状況でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

会計のほうは安定したという、今、質問のお答えをいただいたんですけども、このようにこの制度が変わったよという紙は皆さんに出されていると思うんですけども、村のその事務的には何も変わらないのか、事務的にはどう変わったのか。村民、その国民健康保険を払っている方々は、全くこの変わったことに関して何も感じていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

ただいまの御質問ですけれども、保険証の発行とか、そういう被保険者に係るような事務は全部村で行っておりますので、被保険者の方が県が加わったことでこれが変わったというふうに感じられることは、まず少ないと思います。

あと、もう一点よくなったことは、例えば岐阜県内で住所を移動された場合、継続の保険が、高額な保険の関係が4回目から支給があるんですけども、それが県内移譲の場合だと、3回目まで高額にかかっておって、4回目に別の町村へ行った場合は、以前は1回目にカウントされたんですけども、今回は継続されて4回目というふうにカウントされますので、その点はよくなったというふうに思っております。

県と村の仕分けとしましては、県が財政的な部分をやるということと、広域的な部分、それから事務の効率化の部分、そういうことは県が主に担当しますし、村は、被保険者に係る保険証の発行ですとか、保険税を賦課して集めさせていただく、そんなことを今までと同じようにやらせていただいております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明をありがとうございます。

先ほどの説明の中で国保は集めたものだけでは足りないという話をされていたので2つ目の質問に移りますが、村は県に納付金を支払うため、集めた国保税だけでは足りず、基金からの繰入金や繰越金等から足して払っているわけですが、今後、今の税率のまま続けていけるのか、また上げなければならないのか、今後の見通しをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

2つ目の質問にお答えをします。

結論から申し上げますと、村の国民健康保険税は、上げざるを得ない状況であります。先ほど議員から御指摘のあったとおり、現在、本村の保険税率は、県内では低いほうから3番目となっております。これは被保険者の負担を考慮し、村民の半分程度が加入していた国民健康保険特別会計へ一般会計から繰入金を入れて保険税を抑えてきたことが上げられます。しかし、赤字補填の繰入金は、法定外繰入金として区分けされ、制度改革に伴い、国から原則的に禁止されたことや、被保険者の減少により、現在は村民の30%を切る加入率の国民健康保険特別会計に今までのように繰入金を入れていくということは難しいと思っております。

本年度の県への納付金の総額は1億93万3,000円です。これに対して保険税の予算額は5,500万円、活用できる交付金や法定内繰入総額は2,200万円ほどで、差し引き2,400万円ほど不足しております。これに加えて本年度は村民所得が下がっているため、予定している保険税収入額が下がる見込みで、不足額はさらにふえると予想されております。

県納付金については、11月中旬に令和2年度の仮算定が届き、来年度の納付金総額は8,200万円ほどに下がりました。下がった要因は、県全体の保険給付費が下がり、前期高齢者交付金がふえる見込みとなったこと、被保険者の人数予測の算定方法を変更したこと等々が上げられます。それでも来年度以降の被保険者の減少などを考慮すると、かなりの不足額が発生する見込みであります。この県納付金については、被保険者の減少、保険給付費の変動により増減があると思われるため、この納付金に合わせた保険税率の改定では、安定した国保会計の運営にはつながらないと思えます。

さて、国民健康保険税率を変更するためには、村の国民健康保険運営協議会で承認をしていただく必要があります。10月28日と12月4日にこの協議会を開催し、村からの提案だけでなく、委員の方からも改正案を提案していただきました。

御決定いただいた内容は、被保険者の立場に立って議論してきたが、国民健康保険の制度改革の状況や県内市町村の保険税率を比較すると、村の保険税を上げることはやむを得ない。しかし、被保険者の急激な負担増加になることから、緩やかな引き上げになるよう配慮すること。また、現在の4方式による賦課は、公平性の点から問題があると思われるので、あわせて緩やかに3方式に変更する。移行する期間内は、さまざまな措置を講じて急激な負担増に配慮するとの内容であります。

これを受けて、4年間で段階的に保険税を引き上げると同時に、賦課方式を4方式から3方式へ、こちらも段階的に移行する。引き上げ期間中の資金不足は、法定外繰り入れを行う。5カ年の赤字解消計画を策定して県に提出する。先ほど法定外繰り入れは原則的に禁止ということでございますが、この5カ年の赤字解消計画を提出すれば認められるという制度があります。こういった今まで申し上げた運営方針で来年度以降の予算に反映をさせてまいりたいと考えております。

法定外繰り入れを行うということで保険者努力支援制度補助金のポイントが下がり、補助金が減るといったことが考えられますし、県納付金の確定金額は年末から年明けに届くことから、それらを

踏まえた上で令和2年度の保険税率を算定してまいります。年明けには再度国保運営協議会を開催し、保険税率の承認をいただき、3月の議会定例会において保険税条例を改正して、令和2年度の国保運営を進めてまいりたいと思っております。

こう申し上げたとおり、いずれにしましても、保険税の引き上げは被保険者の方への影響も大きいことから、広報紙や被保険者宛てに資料を郵送するなど、しっかりとした内容をお知らせしていきます。また、制度改革と保険税改正について、しっかりとした御理解と御協力を賜るようお願い申し上げます。

以上で答弁とします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今でも2,400万ほど一般会計から足して県に払っているという状態で、厳しい状態というのは理解できました。上げざるを得ないというお気持ちも理解できます。

今の説明の中でちょっとわからない言葉があったので、少し簡単に説明していただきたいのですが、4方式から3方式に変えるという言葉がありましたが、それについて簡単に説明をしていただきたいと思えます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

4方式、3方式ですけれども、まず4方式というのは、国保の保険税の算定方法で所得割、資産割、均等割、平等割というふうで4つの方法で賦課させていただきます。所得割につきましては、前年度の世帯の所得に対して係数を掛けるものですし、資産割につきましては、固定資産税をもとに賦課させていただくものでございます。均等割につきましては、世帯の人数掛ける幾らというふうで賦課させていただきますし、平等割につきましては、1世帯幾らというふうで賦課させていただいております。そのうちの3方式に変えていくというのは、その中の資産割というものをなくして、所得割、均等割、平等割という、その3つにするということでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございました。

国民健康保険者の負担が今後ふえるのはやむを得ないところまで来ていると思います。しっかりと保険者に説明し、国保運営が健全に行われることを今後も望んでまいります。ありがとうございました。

続きまして、2点目の質問に移ります。

タブレット端末を使ったICT教育についてを質問いたします。

ことし6月に文部科学省から「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」という報告書が発表されました。その中にこんな一文がありました。もはや学校のICT環境は、その導入が学習に効果的であるかどうかを議論する段階ではなく、鉛筆やノート等の文房具と同様に、教育現場において不可欠なものとなっていることを強く認識する必要があるとしています。

平成28年9月の定例会において東白川村の教育環境について、電子教科書、電子黒板導入についてを質問いたしました。教育環境が大きな市や町とは格差はあってはならない。小さな村だからこそ、子供たちが少ないからこそ、一人一人に合った教育環境の充実をと一般質問をさせていただきました。そのときの返答で、ICT研究会を立ち上げ、村の小・中学校のICT環境について考えると御回答をいただいております。

2020年には教科書が一部電子教科書にかわりと言われており、ICTを活用するのが当たり前の時代が来ます。一般質問をしてから3年がたち、現在の小・中学校のICT教育はどのようになっているか、質問いたします。

まず、1つ目の質問です。

ICT研究会は、いつからどのように開かれているか、お聞きいたします。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

現在、世の中がグローバル社会へと転換しつつありますが、その大きな要因の一つに情報通信技術の飛躍的な発展があります。情報通信技術に代表される近年の技術革新のスピードはどんどん速まっており、7年たつと現在の最新技術と呼ばれるものでも時代おくれになるとも言われています。このようなことから、情報通信技術を正しく身につけ、機器を使いこなせる人材が重宝される時代になってきています。

さて、今井美和議員のICT研究会はいつからどのように開かれているかという御質問ですが、まずいつからということについては、平成28年9月の定例会にて今井議員から御質問をいただいた、すぐ翌月の10月3日にICT研究会を立ち上げました。

次に、どのようにということですが、現在は「ICT研究会」と呼んでいる会ですが、平成28年当初は「ICT環境整備等研究会」という名称でした。メンバーは現在も同じですが、小・中学校のそれぞれの情報教育担当教諭と教育委員会事務局の教育主幹、子育て支援係長の4名で構成しており、必要に応じて役場の情報通信担当職員にも参加してもらっております。

28年度中には計3回、会議を持ちましたが、その議題の中心は、今後、ICT環境をいかに整備していくかということでした。

その後、平成29年度には、前半は滋賀県やお隣の白川町の中学校での先進事例を視察研修に行き、情報収集をし、どんなICT機器を導入したらいいのかを研究していました。そして、9月に開催

された第4回ICT研究会会議にて、通常のコンピューターよりは安価で、しかも、子供が持ち運びができ、学習場でタイムリーに使用できるという点でタブレットが有効であろうという結論を出しました。

早速、翌10月には、まず小・中学校の教師用として21台をNTTドコモと携帯電話と同様な通信契約を結び、小・中学校に各10台、教育委員会用に1台を設置しました。同時に、校内にWi-Fi環境を整えるなど、ハード面での整備を行いました。

それ以降は、主にその運用方法について研究をしてきました。長野県へ研修視察に行ったり、NTTドコモとアプリケーション、以後アプリと呼ばせていただきますが、アプリの契約をして、使用方法の研修を行ったりしました。最初はドリル的なアプリやメタモジと呼ばれる同時編集機能を備え、グループごとで一つの資料を作成する際に、一度に複数の人が作成に携われるような便利な機能を持つアプリの使い方について研修しました。

最終的に29年度は、8回のICT会議、もしくは研修会と3回の県外視察を行いました。

昨年度、平成30年度からは、いよいよ児童・生徒用に小学校40台、中学校30台を新たに通信契約し、実際に子供たちがタブレットを使用して活動を行うようにしてきました。同時に、県のICT活用教育アドバイザー派遣事業を利用し、岐阜大学教育学部附属学習協創開発研究センターの加藤教授にも2回来ていただき、研修会や会議を年6回、業者のデモ視察、県外視察研修を各1回実施しました。

そして、本年度、ここまで3回の会議もしくは研修会と、県内の先進校の発表会へ3回ほど行って今に至っています。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

すぐに立ち上げてくださり、たくさんの会議を重ねられて、タブレットがこのようにたくさん導入されているという状況がわかりました。

次の質問、ちょっと重複しますが、現在の小・中学校の、今、タブレットを買われたということなんですけど、進捗状況、どれくらいの数を持っているかということと、どれだけ使っているかということをお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

平成30年度には小学校40台、中学校30台、合計70台を追加したことにより、現在、手持ちのタブレットは91台となっています。

整備率としましては、小学校では児童・生徒数に対して50%、中学校では68%となっており、国が示す整備率の目標、3クラスに対して1クラス分、つまり33%という数値を大きく超えている状

況です。加えて教諭用に各校10台ずつ整備されている点も特筆すべきことで、そのことによって一人一人の教員が事前に各自で好きなときに好きなように使用して授業の準備を行って、実際の授業もほぼ自分の都合のよい授業時間に1人1台のタブレットを使って実施できるようになっています。

授業での活用での研究実践は、昨年度、平成30年度の児童・生徒用タブレットの導入から今年度にかけて積極的になされています。具体的な実践例としましては、ことし9月の議員全員協議会で各小・中学校の実践を紹介させていただきました。

例えば、体育では、生徒がタブレットを操作し、グループ内でお互いの実技の様子を撮影し、スロー再生で自分たちの動きをチェックし合いました。また、理科や社会では、実験できない科学現象を動画で視聴しました。国語では、タブレット上で意見をまとめることでそのまま発表資料にかえるようにし、授業の効率を上げていました。英語では、発音を録音し、自分で聞き返すことで正しい発音を覚えることができるほか、一人一人の発表内容や音声を教諭が後から確認して助言するというも行ってきました。

また、修学旅行などに持ち出して、その場で記憶や感動が新鮮なうちに記録を作成したり、職場見学や体験で少人数に分かれるときなど、教師側が生徒の現在位置を把握したりすることにも利用されています。

このようにタブレットの導入は、今井議員御指摘のように、新しい機能を持った一つの道具として授業に活用できる点が利点です。黒板とノートに追加する形で使うもので、特にロイロノートという双方のやりとりができるアプリを活用しますと、出題から回答、発表に至るまで全てが迅速にやりとりが可能となります。回答を可視化できますので、個人の意見が埋もれにくいのも利点の一つで、広く意見を取り入れて自分の考えを深めることが可能となります。

以上述べましたように、ICT機器を活用することは、文部科学省が新学習指導要領で強調している主体的で対話的で深い学びの実現に今後大いに貢献すると考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

国が33%を目指しているところ、小学校では50%、中学校では68%というタブレット導入率ということで、東白川村、教育は素晴らしいと思います。

今あるタブレットなんですけれども、今よりも今後ICT教育環境というものを充実させるために、あと何が必要だということを考えられますか。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

中学校では、今後、全校生徒分、つまり1人1台ずつ持てる環境が望ましいと考えております。それは、同じ授業時間帯にどの教科の授業においても使用可能となるからです。また、使用頻度が

ふえることによってICT機器を使いこなす力がさらに伸びてきて、ますます活用の幅が広がることが予想されます。教師側としては、ICT機器の活用を前提とした授業を仕組めるようになります。また、個々の生徒について学習の見届けが正確にできるようになります。

さらに、子供たち一人一人に学力向上のための学習方法を提供できるようなアプリも導入していきたいと考えております。現在、授業を補完するドリル問題でもICT機器を活用していますが、問題を解く時間や正答するまでの修正回数などをデータで示すアプリもあって、それを使えば個人の能力のすぐれた点や、苦手な補う点は何であるかというのが可視化できる利点があり、さらにAIが生徒の苦手な分野の問題を自動的に選択して出題するような、そういう機能も持っております。将来的には、持ち帰りオーケーとすることで家庭学習でもその機能を使用することが可能となります。

あと、プロジェクターなどの大型提示装置の整備と活用について考えていかないかと思っております。最新の大型提示装置の中には、黒板も特殊な加工を施したものを使用して、チョークを使用して普通の黒板として利用すると同時に、複数のタブレット画面を大型画面にして映せる、使用できるというものもあって、視覚的にわかりやすい授業ができるようなものも開発されています。そうした最新機器の研究も進めて、予算面・利活用面で適したものがあれば導入も考えていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

1人1台が目標ということで、あと学力の向上のアプリ、そういうたくさんあるというお話を今されたわけなんです、そのアプリというか、いろいろな機能があるんですけども、それに対してですが、タブレットやアプリはたくさんあっても、それを指導する先生方がそれを使いこなせるか、こなせないかということもこれから問題になってくると思うんですけども、そういう指導者側の指導というか、その勉強というのは、村としてというか、国としてどのようになっているか、教育のほうではわかるでしょうか。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

指導者育成については、3つ対策を考えておるところです。

第1には、今もやっておるんですが、外部講師による研修会の体制を維持して、使用方法について先生方により深くなれてもらうことです。具体的には、NTTドコモの担当者を招いて、ロイロノートの使い方を中心に実習を深めてもらうことです。同時に、今後の活用方法の方向性を探るために、大学教授を招いての勉強会も継続する予定でいます。

2つ目には、ごく当たり前のことですが、先生同士の教え合いや教材の引き継ぎ、共有化です。

4月に新しくやってこられる先生は、ICT機器に強い先生から活用状況を教えてもらったりとか、授業を見たりすることで手本にすることが可能です。また、前任の先生が活用したデータを参考に、自分で授業を組み立てることも可能となります。

3つ目、最後は、生徒による新しく赴任した先生への指導です。オン・ザ・ジョブ・トレーニングと呼ばれる、実際の現場での作業や勤務を通してベテランが新人に技能や仕事のコツを伝えるという方法ですが、本村ではロイロノートという授業支援アプリを重点的に運用しておりますので、操作方法については児童・生徒にも浸透してきており、操作を教えてくれるベテランというのは、生徒が大勢いる状態です。ですから、実際の授業の場でベテランである児童・生徒が新しく来たふなれな先生方に、逆に使い方を教えるということも可能になるんじゃないかと考えております。

国のほうは、また新たに1人1台という導入するようなことも言うておりますが、本村においては、それを利用させていただくとともに、既に指導方法とか活用方法についてかなり研究してきているので、案外スムーズに今後のタブレット活用、ICT活用が進んでいくのではないかなというふうに予想しておるところです。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今の説明でよくわかりました。

財政厳しい村でございますが、教育環境はほかと劣ってはならないということで、目指すところは1人1台、学力向上、アプリを導入するというを目指していきたいと思っております。

来年からは村に光が入ります。今よりももっと活用しやすくなると思っておりますので、今後の子供たちへのICT教育の充実を期待しております。

これもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。11時から会議を再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

運転免許返納者及び外出支援サービスについてお伺いします。

自動車は便利な道具であります、高齢ドライバーが引き起こす交通事故の増加が社会問題となっていることから、運転を諦めることは誰もが直面する問題であると言えます。しかし、自動車に依存しなければ生活していくことが難しい中山間地域の当村では、免許返納が生活に与える影響が生じるはずであり、地域に求められる支援策を考えていくことが求められているのではないのでしょうか。

質問としまして、免許を返納した人が高齢者で、なおかつ健常者の場合、障害者対応の総合支援法地域生活支援事業の移動支援、いわゆる外出支援を受けられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

質問のありました高齢者で健常者の方が免許を返納した場合に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、地域生活支援事業の移動支援を受けられないかということですが、その事業の対象者が障害者手帳の交付を受けていらっしゃる方になりますので、健常者の方は対象にはならないという認識をしております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

車がないと、移動手段、範囲が制限され、家族の負担がふえるなどがありますが、一番心配なのは、趣味や社会とのつながりが減り、閉じこもり、いわゆるひきこもりから、鬱、認知症の発病原因になるとも言われていますが、先般、新聞掲載にありました、介護予防の交付金が成果を上げた自治体に厚く倍増への大幅拡充をさせることになるとありますが、こういうことには当てはまらないか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

介護予防の交付金について、村が行っている外出支援サービス事業が該当にならないかという御質問ですが、御質問の交付金については、介護保険の保険者機能強化推進交付金のことと思います。11月17日に新聞記事が掲載されておりますので、それを本村の事業に当てはめまして介護保険事業で見ますと、PPK教室、リハビリ教室といった介護予防の通所型サービスなどで成果を上げると交付金を手厚くしますというような内容に読み取れると思います。しかし、現在の介護予防のメニューの中にはタクシーのような送迎のみの外出だけを支援するサービスはありませんので、これには当てはまらないと認識しております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

わかりました。

外出による外部からの刺激や体を動かすことは認知症の予防にもつながるので、ぜひ今のやれる範囲の中での事業を進めていただきたいと思います。そして、これに伴いまして、日常生活に必要な移動及び外出が困難な住民増加を見据えて、外出支援の拡充について次の質問をさせていただきたいと思っております。

当村には単独に免許返納支援事業があり、バスの回数券配布、外出支援利用、ただし3年間ですけれども、公共バス一律の格安制度などの支援がありますが、主な路線が村中央の県道筋であり、村内支援車両の洞筋線へは週1回程度ありますけれども、バス停まで歩けない、坂道が上れない、助けてくれる人がいないなど、高齢者増加や地域の商店街の衰退による買い物難民の増加に対し、これを拡充して、今後、村民の移動に対してドア・ツー・ドアにしていくことが可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

村では、今年度から運転免許の返納者支援で外出支援バスを1回200円のところ、返納から3年間、無料券を発行し、濃飛バスの回数券1万円を交付しています。4月から4人の方に利用していただいております。

電車、路線バスやタクシーなどの交通機関が少ない過疎地では、外出支援が全国的な問題となっております。

現在、村が行っている外出支援サービスは、週1回の各地区への巡回型の送迎と美濃加茂市や下呂市を主とした中核病院などへの送迎となっております。

御質問のとおり、今後、電話予約などにより自宅から送迎するなどのサービスが必要な方、いわゆる長距離の歩行が困難な方の利用がふえていくことを想定してサービスの検討を行う必要があることを認識しております。

いずれにしましても、今後、元気な80代以上の方が増加していった場合、御家族の方も本人さんの交通事故などを心配されますので、気兼ねなく利用していただけるような外出支援サービスについて検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の御返答の中で、これからも移動拡充に当たるといふふうな御返答をいただいたんですけど

も、実際に村外に支援車両を出していただく場合と、それからそれ以外に、今、村の中でのちょっとした移動なんかはその支援車両を使わせていただく場合、窓口が今2つぐらいあるんじゃないかな、いわゆる保健福祉のほうの場合と村民課の住民係のほうとあるんじゃないか。これからますますふやしていこうとした場合に窓口としてどのように拡充されるのか、その点だけお伺いしたいですけど、窓口を一つにできるのか、それとも今後どういうふうにされるのか、どうやってふやしていくかについてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

今の御質問ですが、外出支援車両、外出支援サービスについては保健福祉課のほうで一本でやっております。

今おっしゃられる濃飛バスの支援、公共交通をやっておところが総務課のほうになっておりますのでそのことかと思えますけど、高齢者、弱者の外出支援サービスについては、今のところ保健福祉課一本でやっておるとい認識であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

わかりました。

窓口の一本化という場合でお伺いしたんですけれども、今の御返答の中で外出支援に関しては福祉のほうという形で統一していくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

今後も保健福祉のほうで担当していくことになると思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

いずれにしましても、すぐ先に迫っている対策を望む次第でありますし、外出意欲の低下理由にもありますが、経済状況が悪い、親しい友人がいないなど、悪循環しないように、健康な心身の維持に、外出のモチベーションを高める居場所づくりも必要になって、元気な村づくりを担って頑張っていただくように望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

立村130周年記念大会を終えた村のこれからについてと題して、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

先日、村政の節目とも言うべき立村130周年記念大会が開催され、盛会のうちに終了しました。たくさんの方々が村内外から来場され、実に立派な記念大会であったと思います。

また、近隣の市町村の方々からは、100年を超える歴史と伝統ある東白川村とお褒めの言葉を多くいただき、誇らしい限りです。

そこで、この130周年を機に、東白川村の歴史を築いてきた先人の思いや東白川村の伝統とは何かをいま一度考え、次回の140周年を迎えるときには、今よりよりよい村になってほしいとの思いから幾つかの質問をさせていただきます。

130周年記念大会の会場でもあったはなのき会館のステージ、そこには村章が掲げられています。村章は、明治100年、地方自治法施行20周年、六・三制教育実施20周年記念大会に合わせて制定するために、全国から寄せられた515点もの中から、当時の村長や教育関係者、専門家らが慎重に審査した結果、選ばれました。

この村章は、東白川村の頭文字、片仮名のヒとシを組み合わせ、円と翼の形は、村政の融和、団結、雄飛発展を意味し、東白川村の将来を力強く表現するものとして、昭和42年11月23日告示第32号により村内外の人々に知らされました。

しかし、私たちが目にするはなのき会館のステージの村章は、残念ながら告示によって知らされた本来の村章とは異なっています。告示によると、村章を作図する際には、特に内側円と外側円の中心点がずれていることに留意することの注意書きが添えてあります。その点、ステージの村章は、注意書きに反して同心円となっており、本来の村章とは違っています。村章を定めた当時の村民は、多くの方々の支えによって制定されるに至った、この村章の形を変えることなく後世に伝えたいという思いから、あえて注意書きを加えたのだらうと思います。私たちは、このことに思いをはずして、「歴史と伝統ある東白川村」と胸を張って言うことができるのでしょうか。もし、歴史や伝統を称賛してくださった方々がステージの村章は本来の村章とは違っているとの事実をもし知ったとすれば、なぜ今も本来と違った村章が掲げられたままになっているのか、疑問に思うことでしょう。ひいては、東白川村の歴史と伝統までも疑ってしまうことになりはしないでしょうか。

そこで、1つ目の質問です。

告示によって示された本来の村章とは異なる村章を使い続けているのはなぜでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

はなのき会館のステージの村章が昭和42年に定められた告示基準と異なっているということは、そのとおりであります。このことは以前に桂川議員から指摘を受けておりましたにもかかわらず、私の認識の低さからきょうまで放置してきましたことは、ひとえに私の責任であり、直ちに告示どおりのものに取りかえるよう指示をいたしました。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

ただいまは村長の口から現時点での村章が違っていること、それから速やかに正しいものにかえるというお答えをいただきました。それにつきましては、即座にその回答をいただけたことは、本当に今、思いを新たにしました。

130周年記念大会を終えた、この質問の中で村章に触れるに至りました私の思いとしましては、村の根幹、アイデンティティーにかかわる村章というものをいま一度見直すことで、それからこれが一般の村民の方にも、再度村章というものがあったり、過去の人々がいろんな思いの中で村を支えていきたいという気持ちの一つのあらわれとして認識していただけたらという思いでこの質問を考えさせていただきましたが、違いがある、過去から今にいろんなものが変わってきていることを再認識するとともに、その中で守らなければいけないものは、やっぱり正していくということを村長の口から村章という形でお聞きできたことは本当によかったと思います。

そこで、2つ目の質問のほうに移っていくわけですけど、今回の村章の件につきましては、これまで放置されていたのはなぜかということに対する疑問を考えたと、村の施策の最終的な詰めですとか、質の高さや妥協点の高さが不十分ではないかとの疑問をつい抱いてしまいました。

そこで、あえて再度、村政や施策そのものの質について質問したいと思います。

村のさまざまな施策の質をより高めていく必要があるとの観点から、現在の施策は理想を追い切れておらず、現状に合わせた運用をすることばかりに目が行ってしまい、結果として理想から離れた低いところの妥協で終わっていることが多くなっているのかどうかということをあえて質問いたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

桂川議員が最初の質問されたことが、村の全ての施策の詰めの甘さや質の低さ、妥協点の低さ、こういったことに疑念を持たれたことはまことに残念でございます。何と比較してそのように感じられるのか、どの事実をもってそのようにおっしゃられるのかわかりませんので、私はこのことは

見解の相違、あるいは議員が求められておる村政全体への期待感とのギャップ、転じて不信感へのあらわれという意見として、甘んじて私の責任として御意見を承ります。

重ねて申し上げますと、村の施策が理想を追い切れておらず、現状に合わせた運用をすることばかりに目が行っており、理想から低いところで妥協することが多くなっているという御指摘であります。この質問、先ほどと同じように、何と比較してそのようにおっしゃられるのか、どの事実をもってそのように感じられるのかわかりませんので、なかなか答弁に困るわけでございますが、確かに私が村長になってからも、事務の間違い、段取りの悪さ、説明不足等々、なかったとは申し上げます。しかし、職員は、与えられた時間と予算、そしてその持つ能力の限りを尽くして事務事業に当たっていることはお認めをいただきたいと思っております。

理想どおりいかないことも多々生じてきてはおりますが、それは執行部側から申せば、妥協ではなく、最善を尽くした結果であると思っております。

このことは先ほどの繰り返しになりますが、私からは見解の相違、あるいは議員が求められる村政への期待感とのギャップ、これが転じて今の御意見になったと思います。全て私の責任として御意見を承ります。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

何をもってしてそう思われるかという点を全て挙げますと、通告に対して余りにも幅広いところへ広がっていってしまいますので、じゃあどういうところがそう感じたということだけ説明させていただきます。

議会ですとか、それから村民からの要望を村にお伝えしたときに、これはどうしても財源上、予算上という言葉でお返しいただくことが多々あります。それを裏に返しますと、お金さえあれば実はやりたいんだが、どうしても財源に限界があるから、ここで我慢してください。我慢してくださいという言葉が直接使われたかどうかわかりませんが、どうしても財政上という言葉がやりとりの中で出てきます。それをつい私の考えとして、理想があるにもかかわらず、予算がどうしても不十分であるがために追い切れていないという意味で、ついそういう強い気持ちを村長にぶつけてしまいました。

それから、職員が怠けているなんてことは決して思っておりません。逆に、職員がやりたいという気持ちが予算上の中で抑えられていることはないんだろうかと、逆に心配をした上でのこの質問でした。これは財源にかかわることです。財政にかかわることですので、村長だけに責任があるという意味じゃありません。この村の持っている財政、それからマンパワーの不足については、誰の責任でもなく、現状村が抱えている最大の問題点であることは、執行部、議会だけではなく、全ての村民の方が常に思っていることだと思えます。だからといって、何かを諦めながら進んでいくことが当たり前になっていく、こんな村にしたくない、そんな思いの中から2つ目の質問をさせていた

できました。

でも、今、村長のお答えを伺う限りでは、決してお金がないから、人がいないから、だからといって理想を諦めているわけじゃないという力強いお答えをいただきましたので、じゃあ、あえてその上で3つ目の質問に移りたいと思います。

さらに質を高めるためには、今言いました先立つもの、つまりある程度の財政の裏づけが必要な場合があるかと思います。そこで、限られた財源の中で行政の質をより高めるということに関して村長がどうお考えであるかということをお答え願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

3つ目の質問にお答えをします。

私は、この課題は組織としての課題、もう一つは職員の資質の課題があると思います。

組織については、その時々行政需要に対応するため、またよく言われる持続可能性の課題、すなわち将来への布石として組織力を高めていく必要があります。何よりも公明正大であること、組織としての意思決定の適正化、明確化、政策の企画立案力の向上、そして組織として人材育成、これが非常に重要なことだと思っております。

人材育成については、適正な人事計画や職員の働き方改革、また議会やいろいろな村内の団体との意見交換、集落座談会、こういったことを通じて地域や世代、さまざまな団体の意見を聞く必要を持つこと、行政だけでなく住民参加の村づくりを進めていくこと、こうしていろいろなことを列挙して考えてまいりますと、すなわち私どもが今掲げております総合計画に掲げた村づくりと合致してまいると考えております。

先ほども申しましたように、こうした課題を実現するためには、一方では職員の意識や事務能力、技術力、個性豊かな人間性を高めていく必要があります。このことは各個人の努力と、そして組織として研修や教育をしっかりと実践をするということが必要と考えております。

また、一方で、課題によっては他の行政機関、上位の行政機関も含め近隣市町村や国・県との連携、協調、または今、幾つか実施しております民間との連携と申しますか、委託、こういったことも行政の限られた財源の中で住民サービスの要求に応じていくために必要であるというふうに考えております。

以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今も村長の口から、限られた財源の中でというお言葉が入っておりました。この限られた財源という言葉がどうしても僕の中ではひっかかる1点でありまして、住民に応じていきたい。でも、限

られた財源という言葉の中で、現時点で住民が要望を出したりしたときに、待ってくれ、今はとにかく、今すぐはできませんという言葉が、どうしたら先送りしなく住民に対して応えていけるかというのに対してちょっと無理な質問になるかと思いますが、あえてここで村長に伺いたいと思います。それをどうしたら、その住民が待たされている感覚を解消していけるんだろうかという疑問点について、もし村長が何かお考えがあるとしたらお答え願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

よく我々が財源の課題というのは、今、議員の意見のとおりですが、これを言いわけにするということはあってはならないと思います。住民要望があったら、それを実現するために収入を確保するという努力も必要であります。これは税金を上げるというようなふうにとられては困りますけれども、国や県や、それから財政運営の中で起債を上手に活用して、なるべく早く目標に達成すると、こういった努力をせずに財源がないからこの事業はできませんということはあると、このように考えております。

ただし、何でもできるということではない。やっぱり優先順位、これは地域の、先ほど言いましたいろんな形で地域の皆さんの意見を吸い上げ、また議会の皆さん方とも御相談申し上げて、どれが一番先に必要なことなのか、どれだけ受益者があるのか、こういったことを勘案して優先順位をつけて実施する。

もう一つは、昨今は自然災害に対する備えということがございます。いつ起きるかわからない災害に対する備えというのは目に見えてこないものですから、これは何で必要なのという御意見も出る可能性があります。それは、しかしいろんな形でデータ分析によって、ここに堰堤が必要であろうとか、ここの道路を拡幅するのは必要だろうかとかというような判断の上で事業を国や県と連絡を密にして、国や県の事業でやっていただけるようにやっていくのが私と、そして皆さん方、議会の仕事だと思っております。全て満足いただける結果にはなっておらんことは認めますが、これからのそういった姿勢で村政に当たっていくというふうに思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今、村長の言葉から優先順位という言葉が出ましたが、限られた中でいろんな方に納得していただくために本当に必要なキーワードで、この優先順位に関しましては、常日ごろ、行政の方が優先順位を鑑みて、こういう順番でやっていきますという説明もあり、それを議会としても決めていく以上、優先順位がいかに納得できるものかということの中で通常の議事進行がなされているということも重々承知しておりますが、僕の希望としましては、できればその優先順位が内々だけで語られることだけではなく、一般の村民が広く、ああ、こういう優先順位の中で村長が住民のサービス

を提供しているんだということ、どんな形でもいいです。広報でもいいですし、こういう一般質問が放映されることでもよろしいと思いますけれども、優先順位についても、ある程度村民が、ああ、なるほどと納得できる優先順位を伝えることで、決して自分の、今、目の前に置かれている課題がおざなりにされている、先送りにされているだけではなく、ああ、そういう順番なんだということ、をぜひわかりやすく今後もしていただければという願いがあります。

先ほど1個前に村長が答えられた、働き方改革という言葉もキーワードとして出てきました。通常どんな場合でも、お金がなければ、人の力、マンパワーでそれを補っていくというのが理想ですけれども、昨今の働き方改革のせいでお金がない部分を、例えば職員の方に、お金がないから、その分を手間で補えというようなことも数年前までは当たり前に行っていたことがあろうかと思いません。ですが、無制限に労働力を使えるという時代も、今、ちょっと終わりを告げつつあります。お金がないことと人がいないことというのは、ほぼ同等に語られなきゃいけなくなってきたと思えます。

先ほどは財源のほうで村長の意見を伺いましたが、今度は働き方改革も捉えた上で職員をどうサービスに当たらせるか、質を上げるために限られたマンパワーの中でどう質を高めていくか、住民サービスに答えていくかについての村長のちょっとお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

これは人材の活用ということでございますので、持てる人材で、今、そのときに課題となっている、ことしはこういう事業をやらなきゃいけないから、ここに増員をするとか、そういうのはやっぱり行政の裁量でございますので、適正な配置と適正な組織改革等は、常に流動的にやりながらやっていきたいというふうに考えております。

また、定年退職、あるいは定年の延長、あるいは今議論がされております会計年度任用職員への変革、こういったことも視野に入れ、また年代間ギャップといいますか、年代の層によって人の数が随分開きがあるという現状をこの役場は抱えておりますので、そこを何とか是正していくということで、就任以来、なるべく積極的な採用を行っておりますけれども、採用については、なかなか今の労働状況では非常に厳しい中でございますが、今、公表の段階ではございませんが、来年度も臨時の方から登用とか、それから新規に募集をした方も何人かあるわけでございますので、こういった人材を活用していくのが私の責任と考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今ある人材を本当にベストに活用することでという答弁につきましては、了解、理解しました。村長の口から1個出たものが、例えば業務の外注ということも、現状の職員の労働力をいたずら

にふやすことなく、住民サービスを充実させるということにはつながろうかと思えます。ただし、外注に至りましては、残念ながら財源との引きかえということになりますので単純にはいかないと
思えます。

同じように、ここ近年言われていますICTの活用なども単純労働等を減らすということには十分寄与するかと思えます。ですが、これも残念ながら財源との兼ね合いになります。このバランスをとっていただくのが、今後、村長の大事な役割になっていくかと思えますので、当然、議会も一緒になって、それから村民の理解も十分入れながら、この辺のバランスをとりながら、また140周年を迎えるときには、ああ、いい村になったなど言える日を期待しまして、私の本日の質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩といたします。CATVの退出をお願いします。

午前11時32分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第77号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第77号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第77号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約。

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。

これにつきましては、新旧対照表の1ページのほうで御説明をさせていただきます。

では、1ページをおめくりください。

これにつきましては、変更前にございました、中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合を退職手当組合を構成する団体から削るものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則、この規約は令和2年4月1日から施行するでございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第77号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第78号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第78号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について。東白川村印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村印鑑条例の一部を改正する条例。

東白川村印鑑条例の一部を次のとおり改正する。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関

係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように、資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている制度について、心身の故障などの状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化されたことを受け、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことによる改正でございます。

新旧対照表は3ページになります。ごらんいただきたいと思います。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

まず、登録資格、第2条第2項第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（第1号に掲げる者を除く。）」というふうに改めます。これは、法改正に伴う改正でございます。

次に、登録をすることができない印鑑、第5条に第2項を加える改正につきましては、4ページまでかかりますが、これは非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載しました片仮名表記、またはその一部を組み合わせた印鑑で登録できるように改正するものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

印鑑登録原票、第6条第1項第3号の改正につきましては、統合及び事務処理要領の改正に伴う改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、施行期日、第1条、この条例は令和元年12月14日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第79号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第79号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

こちらでございますけれども、岐阜県の最低賃金の引き上げに伴います改正でございます。

説明につきましては、新旧対照表で行わせていただきます。5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

別表4の(1)の事務職等の号給表でございますけれども、この改正前の1号から3号給のところでございますけれども、現在、「825円」から「845円」とあるものを、それぞれ10円から30円引き上げ、「855円」ということで、岐阜県最低賃金よりも超えるというものでございます。

それでは、7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

(6)号の単労職員のところでございますが、今回、子育てヘルパーを850円から855円、清掃職員を825円から855円ということで、それぞれ5円、30円引き上げ、855円とするものでございます。

それでは、本文のほうへ戻っていただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するでございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

てを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第79号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号から議案第82号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第80号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第82号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第80号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1ページめくっていただきまして、本文でございます。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、本年度の人事院勧告に基づきまして、議員の皆様の期末手当の支給率を改正するものでございますが、説明は新旧対照表のほうで説明させていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

期末手当でございますけれども、6月と12月に100分の2.5ずつ引き上げるものということでございます。現行の6月に支給が「100分の167.5」を「100分の170」、12月の支給の場合の「100分の195」を「100分の197.5」にするものでございます。

それでは、本文に戻っていただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

1枚めくっていただきまして、議案第81号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、本文でございます。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2条も同様でございます。

これにつきましては、議案第80号と同じく、本年度の給与改定に基づきまして、常勤の特別職の期末手当の支給率の改正をするものでございます。

説明は新旧対照表の11ページのほうをごらんいただきたいと思います。

最初に、第1条でございますけれども、特別職の期末手当を12月に100分の5引き上げるものでございます。12月の現行が「100分の230」を「100分の235」に引き上げるものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

第2条でございますけれども、第2条は、令和2年度に支給する期末手当の率を6月については100分の2.5引き上げ、12月については100分の2.5引き下げるものでございます。6月については、「100分の215」を「100分の217.5」、12月については「100分の235」を「100分の232.5」にするものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則、施行期日等、1. この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2. 第1条の規定による改正後の東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

期末手当の内払い、3. 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

それでは、1枚めくっていただきまして、議案第82号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、本文でございます。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、職員の勤勉手当の支給率の改正であります。細部につきましては、新旧対照表の15ページにより説明をさせていただきますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

現行でございますけれども、6月と12月に支給する勤勉手当の率は、それぞれ100分の92.5、100分の112.5ということで同じであるものを、12月に支給する率をそれぞれ100分の5引き上げるものでございます。12月に支給する場合には、100分の97.5、特定管理職員にあっては100分の117.5と、100分の5引き上げるものでございます。

続きまして、17ページから48ページでございますけれども、これにつきましては、一般行政職職員の給料表、あと医療職職員給料表の1から3まででございますけれども、これにつきましては、今年度、初任給及び若年層の号給の引き上げが主でございます。初任給につきましては、大卒で1,500円、高卒で2,000円の引き上げとなっております。

それでは、49ページのほうをお開きいただきたいと思います。

住居手当でございます。ここでは住居手当の支給対象となる家賃の下限を引き上げるものでござ

いまして、月額「1万2,000円」から「1万6,000円」に、上限を「2万3,000円」から「2万7,000円」に引き上げるものでございます。

次に、50ページのほうをお開きいただきたいと思います。

ここでは、令和2年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるようにするための改正でございまして、改正後につきましては、100分の95と、特定管理職員にあつては100分の115という額とするものでございます。

それでは、本文のほうへ戻っていただいて、附則でございまして。

附則、施行期日等、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2. 第1条の規定による改正後の東白川村職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

給与の内払い、第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東白川村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

住居手当に関する経過措置、第3条、第2条の規定の施行の日の前日において同条の規定による改正前の給与条例第15条の2の規定により支給されていた住居手当の額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第15条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第15条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員。

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第15条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員。

2. 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、村の規則で定める。

村の規則への委任、第4条、前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村の規則で定める。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第82号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第80号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第82号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後は1時から会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第83号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第83号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第83号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

それでは、1枚はねていただきまして、本文でございます。

今回、地方自治法及び地方公務員法の改正によりまして会計年度任用職員制度を創設し、給与やサービスの規定を明確化するものでございます。

ここでは、第1章、総則から第5章、雑則までの31条を新たに定めるものでございます。

それでは、条例のほうを朗読させていただきます。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

目次、第1章、総則、第1条から第3条。

第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与、第4条から第16条。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与、第17条から第26条。

第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償、第27条・第28条。

第5章、雑則、第29条から第31条。

附則。

第1章、総則。

趣旨、第1条、この条例は、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)フルタイム会計年度任用職員、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2)パートタイム会計年度任用職員、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

会計年度任用職員の給与、第3条、この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2. 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3. 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与。

給料、第4条、フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1)行政職給料表（別表第1）。

(2)医療職給料表（別表第2）。

それでは、6枚ほどおめくりいただきまして、給料表のほうをごらんいただきたいと思います。

別表第1でございますが、これにつきましては、行政職給料表の1級と2級を適用させていただいてございます。

1級につきましては30号、2級につきましては60号としております。

次のページをめくっていただきまして、別表第2でございますが、これにつきましては、医療職給料表3の1級と2級を適用させていただいております。1級につきましては57号給まで、2級につきましては、71号給までとしております。

それでは、本文のほうへまた戻っていただきまして、職務の級、第5条、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める

等級別基準職務表によるものとする。

先ほどの給料表のめくっていただいた後のページになりますけれども、別表第3（第5条関係）でございます。

等級別基準職務表でございますが、(1)行政職給料表、等級別基準職務表でございます。

職務の級は、1級と2級に分けております。

1級の基準となる職務でございますが、(1)として定型的または補助的な業務を行う職務。

(2)といたしまして保育士の職務。

(3)としてケアワーカーの職務。

(4)として介護認定調査員の職務。

(5)として地域おこし協力隊の職務。

(6)その他これに準ずる業務を行う職務としております。

2級の職務につきましては、(1)相当の知識または経験を必要とする職務。

(2)保育士、担任を持つ者の職務。

(3)主任ケアワーカーの職務。

(4)介護支援専門員の職務。

(5)その他これに準ずる業務を行う職務としております。

(2)の医療職給料表の等級別基準職務表でございますけれども、1級につきましては、(1)准看護師の職務。

(2)栄養士の職務。

(3)その他これに準ずる業務を行う職務。

2級につきましては、(1)看護師の職務。

(2)保健師または助産師の職務。

(3)その他これに準ずる職務としております。

それでは、また本文のほうへ戻っていただきまして、2.フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者が決定する。

号給、第6条、新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

給料の支給、第7条、東白川村職員の給与に関する条例第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読みかえるものとする。

通勤手当、第8条、給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

特殊勤務手当、第9条、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の定めるところによる。

時間外勤務手当、第10条、給与条例第19条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読みかえるものとする。

第19条第1項、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員。当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員。

第19条第3項、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項または第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間。当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間。

第19条第4項、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日。当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日。

休日勤務手当、第11条、給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読みかえるものとする。

第20条、勤務時間条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日。毎日曜日。

勤務時間条例第9条。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条。

勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日。当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日。

正規の勤務時間。当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間。

夜間勤務手当、第12条、給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読みかえるものとする。

端数処理、第13条、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第19条、第11条において準用する給与条例第20条及び前条において準用する給与条例第21条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

期末手当、第14条、給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2. 任期が六月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が六月以上に至ったとき（任命権者を同じくする場合に限る。次項並びに第23条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3. 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期と前会計年度にお

る任期との合計が六月以上に至ったときは、第1項の任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

勤務1時間当たりの給与額の算出、第15条、第10条において準用する給与条例第19条、第11条において準用する給与条例第20条及び第12条において準用する給与条例第21条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2. 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当条例に規定する特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額。

(2) 日額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の日額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間における一日平均所定労働時間数で除して得た額。

給与の減額、第16条、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与。

パートタイム会計年度任用職員の報酬、第17条、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2. 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3. 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4. 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

特殊勤務に係る報酬、第18条、特殊勤務手当条例第3条から第10条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得

た額の報酬を支給する。

時間外勤務に係る報酬、第19条、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2. 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務。

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務。

3. 前2項の規定にかかわらず、週休日の振りかえにより、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4. 次に掲げる時間の合計が1カ月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間100分の150。

(2) 前項の勤務の時間100分の50。

休日勤務に係る報酬、第20条、祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2. 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

夜間勤務に係る報酬、第21条、正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2. 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

報酬の端数処理、第22条、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

期末手当、第23条、給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期が六月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条の4第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6カ月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の一月当たりの平均額」と読みかえるものとする。

2. 任期が六月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が六月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が六月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3. 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期と前会計年度における任期との合計が六月以上に至ったときは、第1項の任期が六月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

報酬の支給、第24条、報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2. 日額または時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数または勤務時間に応じて報酬を支給する。

3. 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4. 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

勤務1時間当たりの報酬額、第25条、第19条から第21条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)月額による報酬、第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額。

(2)日額による報酬、第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額。

(3)時間額による報酬、第17条第3項の規定により計算して得た額。

2. 前項の規定にかかわらず、第18条に規定する特殊勤務に係る報酬のうち規則で定めるものの

支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの報酬額は、前項に定める勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1)月額で定められている特殊勤務に係る報酬の支給を受けているときは、その特殊勤務に係る報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額。

(2)日額で定められている特殊勤務に係る報酬を受けているときは、その特殊勤務に係る報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間における一日平均所定労働時間数で除して得た額。

報酬の減額、第26条、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等または年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2. 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償。

通勤に係る費用弁償、第27条、パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2. 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

公務のために旅行に係る費用弁償、第28条、パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2. 旅行に係る費用弁償の額は、東白川村職員等の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

第5章、雑則。

給与からの控除、第29条、給与条例第18条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、第30条、この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

委任、第31条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、施行期日、1. この条例は令和2年4月1日から施行する。

令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例、2. 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第23条の4第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の90」とする。

3. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第23条の4第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の110」とする。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

第22条で26条の規定ですが、前3条の規定によると書いてありますけど、この前26条がめくってみると、前がつくから第26条というのは報酬減額に対しての条項になっておりまして、25条だと1時間当たりの報酬額が定められておるように感じますが、それと前3条も見えますと、そこには1時間当たりの報酬についての記述がなく、もしかしてこの対応が正しいかどうかの質問なんですけど、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。

午後1時31分 休憩

午後1時37分 再開

○議長（樋口春市君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

22条の条文の26条に規定する1時間当たりの報酬の額といたしますのは、26条の1項の後段のほうにあります、前条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額をここへ出してありますので、これについての端数処理をするというという意味でございます。

前3条におきましては、時間外勤務に係る報酬、それから休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬につきまして、1時間当たりの報酬の額を算定する場合に、この端数処理を適用するという意味合いでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の話だと、26条をもう一回見ていただくと、勤務しないとき、要は報酬の減額に値したときだけしかこれは該当しなくなるんで、減額の対象にならない人の給与計算の場合、ここを持ち出せな

くなるはずなんで、実は減額の対象にならない人の、要は25条で定めている計算方式に対する端数処理については正されていないということになってしまうので、多少ちょっと疑問点が残るわけですが、ちょっとその辺をうまく処理するお答えを願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

25条については1時間当たりの報酬の額を算定するための規定となりますので、これは算定するための規定ということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

それはわかったんですけど、実はこの端数処理というのは、最初に僕が申しましたように、13条においては給与部分で、それから22条においては報酬部分という、要はこの条例の中で2カ所端数処理について定める場所であって、うまいこと13条については給与全般にわたって最終的に端数処理ができるという項目になっていて、僕がちょっと疑問を呈したように、この対比を正確にやれば、本来報酬にかかわることは一括で処理できるはずが、若干対比場所に疑問点が残っているので、全ての端数処理をこの条文一個で処理しなきゃいけないはずが、し切れていないというのが僕の質問の趣旨なんですけど、これ、ちゃんとしっかりした答えを。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

たまたま条例の制度設計としましては、2章のほうにフルタイムの職員に係る給与の規定がございまして、3章にパートタイムの給与、それぞれ分けてございますので、13条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員に係る給与の端数処理でございますし、26条につきましては、パートタイムに係る処理でございまして、給与の支給自体がフルタイムにつきましては、会計の2節の給与で支払いますし、パートタイムにつきましては、1節の報酬で支払うということで、報酬で支払う場所も違いますので、扱いも取り扱いが違ってまいりますので、それぞれ区分けしております。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

それはわかっているんです。実はそれについては25条がパートに対する報酬の規定であって、26条は、あくまでも勤務を怠った人のための減額の規定なので、これでは減額を指定された人の分も端数処理にした、何もしないから、僕は26条ではなくて25条でないとうまく対応しないと書いてい

るんで、別に報酬と給与と分けたことについて文句を言っているんじゃないので、ちょっとそのところを間違いなく。

もう一度言いますと、正規の報酬を受け取れる人については26条ではフォローされないことになるので、25条を対応させないといけないんじゃないですかということと、前条の3条までさかのぼってしまうと、給料も報酬も全部含まれちゃうので、21条のところとめなくていいですかというのが、前と書いてあるのは、多分一個前の条文のことを指すんで、普通は、それをさかのぼったところまで前3条と書かへんで、恐らく前が指すのは21条ではないか。読んでみますと、21条なら、なるほど1時間当たりの報酬額を定めると書いてあるんで、合っているということで質問を始めたので、ちょっとこれについては、このまま行くと、この条文では端数処理ができなくなってしまうので、ぜひしっかりしたお答えを願うしかないんですけど。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

先ほど述べましたように、26条につきましては、1時間当たりの報酬の額を算出するための方法論といいですか、減額するとか、そういうものを定めたものというふうでありますし、22条につきましては、まず1時間当たりの端数処理をする規定の特定をしております、それが26条と、それから前3条ですね、3つの条文になっておりますけれども、条につき一回端数処理をしますよと言ってございまして、その端数処理の考えとしては、50銭未満については切り捨てで50銭以上については切り上げということでございます。

○議長（樋口春市君）

質疑ありませんか。

[発言する者あり]

ここで暫時休憩とします。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

5条で規定している級の決め方なんですけど、別表の第3のところにあります級の決め方、これはほとんどが客観的な決め方で、そういうふうに2つに分けるといのはわかったんですけど、一個だけちょっと御質問したいのは1級の(5)に、行政職給料表の中の基準となる職務、上段になる

地域おこし協力隊という、これは職種であって能力と関係ない、実はここに上がっているのが少しだけ気になるところであります、今の地域おこし協力隊を募集するときに、能力等を全く問わずに募集する場合もあれば、資格等がある程度考えながら募集した場合、一定の資格を持った職員を雇っても、このたまたま(5)に地域おこしという能力とは全然別、持っている資格が全然別の項目がここに上がっていることで、逆に制限がかかり過ぎるんじゃないかと。地域おこし、幾ら持ってきてても、例え話で言いますと、介護支援専門員として来てもらったのにかかわらず、地域おこしという言葉が入っていると、さあどっちで選ぶという話になるんで、(5)ですけれども、例えば(1)と括弧、お互いの1級、2級の(1)、もしくは(1)を残すだけで十分、どっちかに分類されるというふうに、網羅されるような気がするんで、あえて地域おこしをここにに入れて、必ず地域おこしで来た人が1級になってしまうというのを想定され決定された、ちょっと根拠をむしろ説明していただければ、お願いします。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

なかなか根拠は難しいんですけど、地域おこしの場合、職務が特殊でございますので、根拠と言われると難しいわけですが、想定として地域おこしの方が介護職をやられるということは想定外になるのかなあというふうに思いますし、一応国とか全国の町村会、それから私のほうでいうと株式会社ぎょうせいさんのほうに準則をうちの条例を把握した上でつくっておっていただきまして、その準則にも、例なんですけど、例の中に地域おこし協力隊をこの職務区分に入れた例がございましたので、一応今回、こういう形で整理をさせていただいたところでございます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

たとえ弁護士であろうと、地域おこし協力隊で来た人は地域おこし協力隊ですよということです。弁護士として雇うなら、それ相応の措置で、例えばですよ、やらなきゃいけないんで、どんな資格があろうと地域おこし協力隊で来た人は、そういう地域おこし協力隊の要綱に合った活動をしてもらうために来ていただく方ですので、何かの職に充てるために地域おこし協力隊の形で募集することはないという考えです。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第83号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第84号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第84号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

こちらにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、フルタイム職員の公務災害補償の平均給与額の規定を整備するというものでございます。

それでは、説明は新旧対照表の53ページのほうでさせていただきます。

53ページをおめくりください。

第5条の補償基礎額に、今回、5項を追加し、フルタイム職員について常勤職員と同様に支給対象が明確化され、補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとするという規定を整備するものでございます。

それでは、本文のほうへ戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は令和2年4月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または

通勤による災害に係る補償について適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第84号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第14、議案第85号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第85号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。

東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、今まで設置要領により位置づけておりました生活支援体制協議会につきまして、条例にしっかり位置づけて報酬等の支払いの根拠とするものでございます。

別冊の新旧対照表のほうは55ページでございます。ごらんいただきたいと思います。

右側が現行の条例、左側が改正案になります。

最初に、目次中の「介護保険等運営協議会」の次に「等」を加えます。

次に、「第2章 介護保険等運営協議会」の次に「等」を加えます。

第2章、第2条の次に1条加えるということで、生活支援体制協議会、第2条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する事業の実施に当たり、東白川村生活支援体制協議会（以下「生活支援体制協議会」という。）を設置する。

第2項、生活支援体制協議会について必要な事項は、村長が定める。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は令和2年1月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第85号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第15、議案第86号 東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第86号 東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例について。東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和元年12月12日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例。

東白川村むらづくり推進協議会設置条例は、廃止する。

この条例につきましては、社会環境の変化からその役割は終了したと判断し、今回、廃止するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号 東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第86号 東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号から議案第92号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第16、議案第87号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から、日程第21、議案第92号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件を補正関連のため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第87号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,022万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,414万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和元年12月12日提出、東白川村長。

第1表の歳入歳出予算補正の朗読を省略し、6ページをおめくりください。

それでは、第2表 地方債補正の説明でございますが、今回は限度額変更に伴うものでございます。変更後、変更前の起債の方法、利率、償還の方法は変わりありませんので、朗読は省略させていただきます。

第2表 地方債補正。

変更、起債の目的、過疎対策事業、限度額2億1,240万円、変更後、限度額2億3,210万円で、1,970万円の増となります。

内容につきましては、CATV施設上位回線冗長化事業による増と中学校の屋外運動場整備工事の完了による減を相殺した額でございます。

次に、8ページ、9ページの歳入歳出予算の事項別明細書の朗読を省略し、10ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額2,654万6,000円。説明のほうでございますが、普通交付税でございます。これは収支のバランスをとるものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額10万円。農用地等修繕工事分担金、これについては宮代の農地のり面修繕に係る分担金でございます。

2項2目総務費負担金、補正額6万9,000円。説明でございますが、村民センター修繕費負担金、別館2階の防水の補修工事に伴うもので、JAさんが負担する分でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額2万6,000円。説明でございますが、児童手当交付金前年度精算金でございます。

2項2目総務費国庫補助金、補正額2,323万8,000円。説明でございますが、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業補助金でございます。これについてはCATV施設の上位回線の冗長化事業に係る補助でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額6,000円。児童手当負担金の前年度精算金でございます。

5目県移譲事務交付金、補正額6万円の減額でございます。これにつきましては、生活安全立入検査等移譲事務交付金から液化石油ガス販売業者の登録等委譲事務交付金に係る分の額の確定による減額でございます。

2項3目民生費県補助金、補正額32万3,000円の減額でございます。説明で人権施策推進指針作成補助金の減ということで、補助金額確定による減額でございます。3節の保健福祉費補助金、説明欄ですが、精神障害者小規模作業所等交通費助成事業補助金ということで、これは村外の作業所へ通勤される方1名に係る交通費の助成でございます。

続きまして、6目の農林水産業費県補助金、341万2,000円の追加でございます。これにつきまし

ては、元気な産地改革支援補助金が311万8,000円、地域集積協力金交付事業費補助金が4万円、施設園芸等就農推進事業補助金が25万4,000円ということで、新規就農者のトマトの雨よけハウス、園芸資材導入等の補助金でございます。

3項2目総務費県委託金、補正額196万6,000円の減額でございます。岐阜県議会議員選挙委託金の減額で196万6,000円、これは交付額確定に伴う減額でございます。

15款1項1目財産貸付収入、補正額240万1,000円。土地貸付料3,000円の減額、これについてはかざはな薬局さんに係る土地の貸付料の減額でございます。建物貸付料240万4,000円につきましては、(株)東白川さんから役場の事務室の一部を使用させていただくことに伴う賃料と光熱費等の分の共通経費ということでいただく分でございます。

2項2目不動産売払収入、補正額10万円。説明でございますが、建物売払収入でございますが、移住・定住の空き家の売払収入ということで10万円でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額666万2,000円の追加でございます。説明のほうですが、ふるさと思いやり基金指定寄附金ということで、8月から10月までにいただきました215件分について、いただいた寄附金でございます。

19款4項4目雑入、補正額31万円。説明でございますが、村誌の販売収入が4,000円、建物災害共済金が29万5,000円ということで、これについては落雷によるせせらぎ荘の地下タンクの液面計の修繕の共済金でございます。あと、自販機設置料ということで、それぞれ売り上げに応じて支払われるものの収入でございます。

それから、14ページのほうになりますけれども、20款1項2目総務債、補正額2,200万円。過疎対策事業債でございますが、CATV情報基盤施設上位回線冗長化事業に係るものです。

あと、10目の教育債でございますが、補正額230万円の減額。これについては、中学校の屋外運動場整備事業の完了による230万円の減でございます。

それでは、歳出のほうでございます。

1款1項1目議会費、補正額9万円。議会運営費では、議員さんの期末手当、事務局費のほうでは職員の勤勉手当ということで、それぞれ給与改定に伴う増額分ということでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額640万円でございます。総務一般管理費、給料、職員手当等、共済費については、給与改定に伴う、給料、職員手当等の増と退職手当組合負担金の減額等々でございます。1枚めくっていただきまして、賃金でございます。臨時雇用賃金につきましては、151万5,000円の減額、使用料及び賃借料、ふるさと寄附金受付決済システム使用料45万円でございますが、これは令和2年度のつちのこイベントへの参加をクラウドファンディングで募集することに伴う決済手数料というものでございます。工事請負費、役場別館防水補修工事23万1,000円でございます。備品購入費、庁内用備品ということで、ファイリングのキャビネットを8万円で購入させていただくものです。積立金ということで、ふるさと思いやり基金の積立金666万2,000円でございます。次に、職員研修費、報償費でございますが、パワハラ講師の謝金が5万円、講師の費用弁償で2万9,000円ということで、合わせて7万9,000円でございます。続いて、空白輸送事業でござ

いますけれども、臨時雇用賃金で賃金が不足するというので、今回、60万円の追加をさせていただくものでございます。

5目財産管理費、補正額14万9,000円。物件管理費は、財源補正でございます。総合行政情報システム運営費については財務会計システム改修委託料ということで、今回、会計年度任用職員の導入に伴います、歳出の7節賃金という項目が廃止されたことに伴います源泉データの取り込み条件の変更の修正でございます。

6目企画費、補正額187万円の追加でございます。企画費一般でございますが、報償費、弁護士謝金、負担金では可茂広域公平委員会の負担金ということで、定住の顧問弁護士へ、現在、相談、資料の作成をしておる関係で、その謝礼でございます。あと、公平委員会で現在申し立てをしている案件について、それに係る公平委員会の各種費用に係るもので50万円を計上しております。続きまして、再生可能エネルギー推進事業でございますが、急速充電器電気使用料の不足による増ということで15万4,000円でございます。続きまして、東白川つながるナビ事業ということで職員普通旅費で4万7,000円、これについては移住・定住のフェアに職員が参加するものでございます。あと、需用費で事業系消耗品でございますけれども、20万円ですが、これが陳列用のスチール棚等の購入等に充てるものでございます。あと、役務費でございますが、家財処理手数料ということで57万5,000円、これについてはうちの一軒分ですけれども、大体家財処理をするのにバケツが約3杯分ぐらい要するというので、今回、それに係る手数料ということで57万5,000円でございます。あと、委託料でございますが、空き家の敷地等測量委託料ということで、今回、分筆登記をしていただいて土地を寄附していただくというのに係る調査士への委託料ということで29万4,000円でございます。

7目交通安全対策費、補正額46万4,000円の追加でございます。交通安全対策費ということで、修繕料では、街路灯の修繕ということでLEDの器具の取りかえですが、これが2基分でございます。工事請負費ではカーブミラーの修繕設置工事ということで、久須見に1件つける分が15万4,000円、あと街路灯の設置工事10万1,000円については、旧農協の倉庫前の役場職員がとめております駐車場に街路灯を設置するものでございます。あとは備品購入費のカーブミラーについては、久須見に立てるカーブミラーを購入するものでございます。

10目地域情報化事業費で補正額4,679万9,000円でございます。これにつきましては、1ページめくっていただきまして、CATV情報基盤施設上位回線冗長化事業でございます。これは、本来令和2年度に行われる予定の事業でございましたが、国から今年度に補助金申請をせよというような指示があったため、それに伴い、今回、事業費を補正するものでございます。役務費といたしまして共架申請の調査費が8万7,000円、委託料として情報基盤施設上位回線冗長化工事の監理委託料が220万円、工事請負費が4,384万2,000円、あと負担金ということで電柱改修費が43万6,000円ということで、全体で4,656万5,000円の補正でございます。

12目地方創生事業費、補正額219万2,000円の増額でございます。これについては、つちのこメンバーズカード事業の報償費ということで、ポイント還元をつちのこ商品券でございますが、還元に

係る対象事業費の増加に伴いまして、今回、219万2,000円増額するものでございます。

2項1目税務総務費、補正額5万5,000円の減額でございます。説明のほうですが、税務総務費の給与改定に伴います職員手当等の増と職員共済組合負担金の減額で5万5,000円の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます、補正額4万5,000円。これにつきましても、給与改定に伴う手当及び職員共済組合負担金の追加ということで4万5,000円でございます。

4項7目岐阜県議会議員選挙費、補正額192万5,000円の減額でございます。岐阜県議会議員選挙に係る交付額の確定に伴い、未執行となった関係の経費を減額するものでございます。

1枚めくっていただきまして、3款1項1目住民福祉費、補正額46万3,000円の減額でございます。説明のほうへ行っていただきまして、住民福祉費一般でございます。これは給与改定に伴います、給料、職員手当等、共済費の増額でございます。続きまして、国民健康保険運営協議会費2万5,000円の増ということで運営委員の報酬でございますが、運営委員協議会の開催の回数が2回から3回にふえたということに伴う委員報酬の増額でございます。人権・同和啓発事業については財源補正でございます。国民健康保険特別会計繰出金65万7,000円の減額でございます。これは法定内繰越分の減額でございます。

3目保健福祉費、72万4,000円の増額でございます。保健福祉費一般では、給与改定に伴います、給料、職員手当等、共済費の増額でございます。あと、負担金、補助及び交付金でございますけれども、村社会福祉協議会の補助金ということで60万円でございます。今回、診療所が移転することに伴いまして、給食をせせらぎ荘へ運搬することに伴います人件費、車両のリース等による増が発生しましたので、それに伴う補助金の増額でございます。次に、障害者地域生活支援事業でございます。手数料で障害者自立支援認定調査手数料が1万5,000円と補助金で精神障害者の小規模作業所等交通費助成金が4万5,000円ということで、更新対象者の見込み数の増ということと、精神障害者が村外作業所へ通勤する交通費の助成分でございます。

4目老人福祉費、補正額67万3,000円の増額でございます。老人福祉費一般では、修繕料でございますが、せせらぎ荘の地下タンク液面計の修繕が29万6,000円、これについては落雷による液面計の破損の修繕でございます。また、工事請負費でせせらぎ荘厨房のトイレ改修ということで34万8,000円、これは厨房のトイレを和式から洋式へ改修するものでございます。続いて、地域包括支援センター運営事業、費用弁償で2万9,000円ということで、みまもりのわ訪問員さんが見回り訪問に訪問員さんの自家用車を使用することに伴う費用弁償分でございます。

1枚めくっていただきまして、2項1目児童福祉総務費、補正額36万7,000円の減額でございます。子育て支援総合推進事業で34万7,000円の減額、これの補助金では、障害児通学支援補助金で11万円の減額と地域定住促進奨学金等返済支援補助金で23万7,000円の減額ということで、通学支援補助金については該当者がいなかったということと、返済支援事業補助金については、対象者が確定したことによる減でございます。続いて子育て支援室運営事業、2万円の減額でございます。これについては、給与改定に伴う職員手当等の増と共済組合負担金の減額でございます。

2目認可保育所費、補正額32万2,000円の減額でございます。みつば保育園運営費ということで、これにつきましても給与改定に伴う給料、職員手当等の増と共済組合負担金の減額ということでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額83万円の増額でございます。保健衛生総務費一般では、これも給与改定に伴う増額分、勤勉手当等でございます。あと、超勤手当の増額、共済組合負担金の減額となっております。

2目予防費でございますが、補正額39万9,000円の増額。健康増進事業、ここでは次年度になりますけれども、健診事業につきまして個人に情報を伝え、受診率の向上を目的に外部委託をする費用ということで、それぞれ消耗品費、通信運搬費、健診申込書作成業務委託料ということで39万9,000円の増額となっております。

3目母子健康センター費でございますが、2万2,000円の増額。母子健康センター費一般については、給与改定に伴う勤勉手当、共済費の増額でございます。

5目環境対策費でございますが、補正額147万9,000円の増額。環境総務費については職員手当等、共済費については給与改定に伴う増額でございますし、繰出金につきましては、簡易水道特別会計繰出金、運営費分の繰出金でございます。

1枚めくっていただきまして、6目廃棄物対策費、補正額40万円の増額でございます。一般廃棄物対策事業ということで、役務費では動物死骸等の処理手数料ということで、これは道路上の死骸処理頭数の増加に伴います処理手数料の増額でございます。生活排水対策事業については財源補正でございます。

続いて、6款1項1目農業委員会費、補正額151万5,000円。農業委員会活動費でございますが、臨時雇用賃金の不足による増額でございます。

2目農業総務費、補正額5,000円でございます。これにつきましては、給与改定に伴う給料、職員手当等の増額、共済組合負担金の減額でございます。

3目農業振興費、729万2,000円の増額でございます。ここでは耕作放棄地対策事業の農地流動化奨励補助金の追加が25万6,000円、取り組み面積の増加に伴う分でございます。続きまして、元気な農業産地構造改革支援事業の補助金ということで623万6,000円でございます。これについては、新規就農者のトマト雨よけハウス設置に伴う県・村の補助金でございます。続きまして、農業振興費各種補助金でございますけれども、新規就農者園芸資材導入支援補助金50万4,000円、地域集積協力金交付金事業費補助金が4万1,000円、施設園芸等就農推進事業補助金が25万5,000円で80万円でございますが、新規就農者への園芸資材の導入補助及び農地集積に協力した農地所有者への補助金でございます。

5目山村振興事業費、補正額312万円の増額でございます。山村振興事業費一般ということで施設修繕料で115万4,000円、これについては野菜村の浄化槽の漏水修繕に係る分でございます。あと、工事請負費、白川茶屋断熱・空調設備の改修工事で196万6,000円、これは白川茶屋の断熱ペアガラスへの変換、あとエアコンを2基設置する関係の費用でございます。

7目農地費、補正額230万円の増額。農地総務費、農地・農業用施設維持管理工事が100万円でございます。これにつきましては、宮代農地のり面修繕工事でございます。あと、村単農業用施設整備工事が130万円、これについては大明神の牧野秀男さん宅の上の排水路の整備でございます。

続きまして、2項1目林業総務費、補正額19万5,000円の減額でございます。めくっていただきまして、林業総務費については、期末手当、共済組合負担金の減額と、あと給与改定による勤勉手当の増額ということになっております。

7款1項1目商工振興費、補正額1万2,000円の減額でございます。商工振興費一般につきましては、職員手当等の減額ということで80万6,000円。地域振興費一般につきましては、給与改定に伴う給料、職員手当等、共済組合負担金の増額ということになってございます。

2目地域づくり推進費、補正額108万3,000円の増額でございます。イベント支援事業ということで委託料でございますが、つちのこイベント受付システムの作成委託料が44万円、つちのこイベントの調査・企画業務委託料が60万5,000円、これにつきましては、次年度のつちのこフェスタを見据え、課題を解決するために外部業者による受付システムの作成、あと会場調査、企画業務等を委託する費用を今回補正をさせていただくものでございます。地域おこし協力隊事業3万8,000円でございますが、説明会の会場借り上げ料が9万6,000円の減額、あと補助金で地域おこし協力隊員の住宅等補助金ということで13万4,000円でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額42万7,000円の増額。土木総務費一般でございますが、これも給与改定に伴う給料、職員手当等の増と、あと共済組合負担金の増額ということになってございます。

1枚めくっていただきまして、2項1目道路橋梁維持費でございますが、補正額1,225万円の増額でございます。道路橋梁維持事業で村道日照木等除去の委託料が175万円、これについては村道笹屋線、越原橋左岸の支障木の除去、あとナベ線の改良に伴う支障木の除去という分でございます。あと、工事請負費につきましては、小規模修繕等の単価契約工事が250万円の増額と、あと高橋の防護柵修繕工事ということで800万円でございますが、これについては防護柵のかさ上げと路面の補修の工事費となっております。

9款1項1目非常備消防費、補正額ゼロ。これについては県移譲事務交付金の確定に伴う財源補正でございます。

10款1項2目事務局費、補正額503万8,000円の減額でございます。教育委員会事務局費でございますが、給料、職員手当等、共済費の減額でございますが、職員1名が中途退職に伴います給料、職員手当等、共済費等の減額と超過勤務手当の増額、あと給与改定に伴う勤勉手当の増額が含まれてございます。

2項2目教育振興費、補正額15万円。小学校教育振興費一般でございます。特別支援教育支援員の賃金の15万円の追加ということで、支援員の勤務時間増に伴い、賃金の不足する分に伴う増額でございます。

3項1目学校管理費、補正額223万円の減額でございます。中学校の施設営繕費で中学校屋外運

動場整備工事が完了したことによります工事請負費の減額ということで、223万円の減額でございます。

4項1目社会教育総務費でございますが、補正額15万円。文化財保護事業、文化財保存補助金で15万円ということで、石戸神社の解体に係る補助でございます。

あと、公民館費でございますが、はなのき会館の管理費ということで、先ほどの自動販売機設置に伴う販売手数料が入ってくることに伴う財源補正でございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第88号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,490万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月12日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額は25万2,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、保険者努力支援分の交付決定による減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は65万7,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、職員の給与関係で3万9,000円の追加ですが、財政安定化支援事業繰入金のほうが額の確定により69万6,000円の減額となりましたので、今回、65万7,000円の減額をお願いするものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額は162万円の追加でございます。前年度繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

9款2項8目国保制度関係業務事業費補助金、補正額は60万3,000円の追加でございます。これにつきましては、マイナンバーカードを保険証にするためのシステム改修をするための準備に要する補助金ということで、今回初めてですけれども、これから2年ほど続くような補助金でございます。

歳入は以上でございます。

9ページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額は64万2,000円の追加でございます。一般管理費の給料、職員

手当等、それから共済費につきましては、給与改定によるものでございます。委託料につきましては、先ほど申し上げたマイナンバーカードを保険証にするための準備に要するシステム改修の委託料ということで60万4,000円の追加でございます。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額は67万2,000円の追加でございます。これにつきましては、前年度の特定健診等の交付金の精算によります償還金が生じたものでございます。

国保は以上でございます。

続きまして、議案第89号 令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,160万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月12日提出、東白川村長。

こちらも2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

7ページをお願いいたします。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額は35万8,000円の減額でございます。説明を見ていただきまして、現年度分の特別徴収保険料の減額ということで、こちらにつきましては後ほど出てきますけれども、保険者機能強化推進交付金の内示があつて、それはもともと基金に積み立てる予定でしたけれども、そうじゃなくて事業費に充当するように県から指導がありましたので、保険料を減額させていただいて、その交付金を充当させていただくために保険料を減額するものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額は25万円の減額でございます。介護給付費の負担金の減額ということで、こちらは事業費組み替えによります県と国の負担区分の変更ということで、また後ほど県のほうで説明させていただきます。

3款2項6目保険者機能強化推進交付金、補正額は34万8,000円の追加でございます。こちらは内示によりまして追加補正をお願いするものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額は25万円の追加でございます。こちらは先ほど申し上げましたように事業費の組み替えによる追加ということで、国が減って県がふえて増減のほうはゼロでございますのでお願いいたします。

歳入は以上でございます。

続いて、次の8ページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額は700万円の減額でございます。こちらは決算見込みによりまして居宅介護のほう若干費用が残りそうでしたので、こちらで減をさせていただい

てほかの事業に組み替えさせていただくものでございます。

2目の施設介護サービス給付費は、先ほどの組み替えということで、補正額は500万円の追加をお願いするものでございます。これは、決算見込みによる不足が見込まれるために追加をお願いするものでございます。

続いて、2款5項1目特定入所者介護サービス費のほうは、こちらも200万円の追加ということで、先ほどの居宅介護サービス給付費をこちらのほうにも組み替えて利用させていただくものでございます。こちらも決算見込みによる追加でございます。先ほど言いました国・県の補助金のほうも同様に財源充当で動いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。9ページでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額は1万円の減額でございます。もともと当初予算では、先ほど言いました保険者機能強化推進交付金を全額基金に積んで後年に使おうと思いましたが、県の指導が入りまして地域支援事業のほうに、今年中に充当するように指示がありましたので、こちらを減額させていただいて、これ以降の事業のほうに全て充当させていただくことになりましたのでお願いいたします。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額ゼロですけれども、先ほど言いました保険者機能強化推進交付金を財源充当するというので、それぞれ説明欄で訪問型サービス事業のほうでは国・県支出金の6万7,000円を充当させていただいて、かわりに一般財源が6万7,000円減額するというので、この事業が後ほど全ての事業に充当されるということで、2目の介護予防ケアマネジメント事業費、2項1目一般介護予防事業、3項1目地域包括支援センター運営費、2目の任意事業費、3目の生活支援体制整備事業、4目の地域ケア会議推進事業費、5目の在宅医療・介護連携推進事業、6目の認知症総合支援事業、4項1目の審査支払手数料、これまでが保険者機能強化推進交付金を財源充当したもので、補正額はゼロですけれども、財源充当させたもので補正をお願いするものでございます。

介護保険は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第90号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,472万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月12日提出、東白川村長。

2ページから6ページを省略させていただいて、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額142万9,000円の増。説明をごらんください。一般会計繰入金、運営費分です。

5款1項1目分担金、補正額164万4,000円の増。説明では加入者分担金、これは4件分でございます。

9款1項1目雑入、補正額299万4,000円。説明をごらんください。災害共済金220万2,000円です。詳細については後ほど歳出で説明させていただきます。水道施設用地及び物件補償費79万2,000円、これは先般の全協のときに説明させていただいた、曲坂通常砂防事業にて曲坂浄水場の敷地の一部が土砂の堆積区域に含まれるため、県のほうから土地に対して補償費をいただくものでございます。続きまして、8ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額165万9,000円の増。説明をごらんください。一般管理費、職員手当等、勤勉手当1万5,000円、給与改定による引き上げ分でございます。積立金、東白川村簡易水道基金積立金164万4,000円、先ほどの歳入で説明をさせていただいた分担金を基金に積み立てをさせていただきます。

1款1項2目使用料徴収費、補正額20万6,000円の増。説明をごらんください。使用料徴収費、委託料、システム保守委託料20万6,000円、これは水道検針時に使用するハンディターミナルがあるわけですが、そのシステムを変更するための委託料でございます。よろしくお願いいいたします。

続いて、3款1項1目施設維持管理費、補正額420万2,000円の増。説明をごらんください。施設維持管理費、需用費、修繕料、施設修繕料200万円、これは水道管の漏水などの緊急の修繕料でございます。底がつかまりましたので、よろしくお願いいいたします。続いて、罹災機器の修繕料220万2,000円でございます。これは、黒淵配水池ほか3施設の落雷による機器の修繕料でございます。なお、この係る費用の財源については、歳入で説明をさせていただいた雑入で出てきた災害共済金を全額充てさせていただきます。

以上が簡易水道会計でございます。

続きまして、議案第91号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,580万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月12日提出、東白川村長。

これも同じく2ページから6ページを省略させていただいて、7ページをごらんください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額2万円の増。前年度繰越金です。収支のバランスをとらせていただきます。

8ページをごらんください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 2 万円の増。説明をごらんください。一般管理費、職員手当等、勤勉手当 2 万円です。給与改定による引き上げ分でございます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第92号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,415万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月12日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正、5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7 ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額38万3,000円の減額。前年度繰越金でございます。収支のバランスをとるためのものでございます。

次に8 ページですが、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額56万5,000円の増額。総務一般管理事業の人件費に伴うもの、給与改定に伴うものがございますが、職員手当等が勤勉手当 2 万円の増額、通勤手当 1 万1,000円の増額、共済費は、職員共済組合負担金4,000円の増額でございます。また、旅費では、医師研修旅費が3万円の増額、需用費では新診療所の電気使用料として45万円の増額、水道使用料5万円の増額でございます。

次に、2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額106万2,000円の減額。これにつきましては、医業一般管理事業の人件費に伴うもので、給料3,000円の増額と職員手当等の期末手当7,000円の増額、勤勉手当31万円の減額、通勤手当 7 万3,000円の増額、退職手当組合負担金が61万5,000円の減額、初任給調整手当48万4,000円の減額、時間外診療手当20万円の増額、共済費の職員共済組合負担金 6 万4,000円の増額と、賃金では介護助手賃金54万8,000円の減額、清掃員の賃金54万8,000円増額、これにつきましては、12月1日から新しい清掃員を臨時職員として採用したものでございます。

次に、6 款 1 項 1 目の施設整備費でございますが、補正額は11万4,000円の増額。備品購入費でございます。これにつきましては、消火栓の格納庫を購入するためのものです。これにつきましては、老健施設の部分にはスプリンクラーが常備されておりますが、診療所部分は消火栓が診療所敷地内にはございませんので、山口工業のところにある消火栓から延長消防ホースを引くためのものの格納庫を診療所側の外側につくりつけるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の民生費のところの社会福祉費の中の社協への補助金なんですけど、先ほどの説明では人件費と車両と言われましたけれども、もう少し細かく、ちょっと内訳のほうを教えてくださいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

補正額60万円が上がっておりまして、割り込むと5カ月分ということで、一月12万円で、30日で割ったとして1日4,000円ぐらいの増額になっております。経費がかかることになっておったんですが、そのうちの1,500円ぐらい、3分の1が車両に係る経費で、3分の2が人件費に係る経費というふうになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

人にかかわる部分はちょっと置いておきまして、車に関しては高いかどうかはちょっと別に、今回、移転によって何かしら2つの間を行き来しなきゃいけなくなったと。今回の場合は社協の側の給食に対しての施策だと思いますけれども、一定の車両費を出すところまでは必ず何らかの形で必要なのはわかりますけど、今回、これを決定するに当たって、公用車が今まで保健福祉医療でトータル的な公用車の数があったものが、多分今は医療のほうへ一定の公用車が移動したことによって、保健と福祉ゾーンという言葉を使っていいかどうかわかりませんが、ここにおける公用車の数が、人数が減っているのではないかと思います。

今回、この車両費がかかわる部分を出された経緯の中で、公用車を補填する形で車両は村が購入して、それを運用するというような選択肢もあったのではないかなとちょっと思いますけれども、今回のこの車両に対して負担金、補助金という形で処理をなされた。それから、今回、新たに車両を動かすわけですけど、その車両というものがどういう形で存在しているのか、その2点、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

まず、車両についてですが、もし役場で所有するにしても、社協で所有するにしても、日清医療で職員で使用するにしても、配送用の専用車を確保しなければならないということが1点と、日清食品のほうにいろんな、今言われたような役場があって対応して運行するというようなものから、いろいろなパターンを積算していただきまして、その結果、日清食品が最終的にはせせらぎ荘の昼の調理を行わなければならないわけなんです、それが一番しやすい方法で、経費のかからない方法ということで検討されたものを社会福祉協議会と協議しまして補正で上げさせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の件、何となくわかりましたが、1点だけちょっとお聞きしたいのは、さっき言いましたように公用車の絶対数が保健福祉ゾーンの中で足りなかったのを、逆に今回、うまくいけばチャンスではなかったかと。この機会に1個公用車をふやすというチャンスではなかったかと思えますけど、そうすると、こうしたものは村長に伺ったほうがいいかもしれませんが、保健福祉ゾーンにおける公用車についての不足的な要素を今後補っていけるケースがこれ以外にもあるかどうかということに関して1点伺っておきたいと思えます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、この調理された食材を運ぶためには専用の車両でないと衛生管理が悪いということで、当然、ここは先ほどお答えしたとおりの判断をしたということです。

議員御指摘のとおり、2つに分かれたということで、今まで効率的にできておった部分が若干できなくなるであろうという予想はしておりますけど、まだ動かして1カ月ですので、これからそういう需要が出てくれば、当然、職員から上がってきますのでその時点で考えたいと、このように考えます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

簡易水道特別会計をお願いしたいんですけども、ページが7ページと8ページになります。先ほど課長の説明で災害共済金が220万2,000円、それに見合うものが機器の修繕料で220万2,000円ということはわかりましたけれども、この共済金という名前がついていますので、これには掛金とか、そういったものがありますのか、またこのシステムについてちょっとお伺いしたいです。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

こういった役所には公共用の共済保険がありまして、もともとかかった費用に対して何%とかという料率を掛けて、いわゆる共済金というか保険料を払って、それに対してかかった費用を見てもらえるということなんですけれども、とりあえず免責というのがあるかということ、免責がないので、今のところいろいろ厳しい審査を受けながら、何とかかかった費用は全額共済金でいただいているような状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

関連なんですけど、例えば雷ですと落ちやすいところではそういったことがあるけど、これからというのは何回そういうことがあってもそういう支払いがあるのかなのかということをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

何回までとかという制限はないです。その係る費用については、共済金、保険料の支払いについては、役場の建物共済のところ一括して支払っております。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者あり]

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の7款の商工費のところなんですけれども、ここの27ページのところにイベント支援事業で104万5,000円というふうに上げていただいていますけれども、受付システムと、それからイベントの調査・企画とありますけれども、この中に車での来村、いわゆる駐車場の管理だとか、車の動線、人の動線というところも計画に入れてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長。

○地域振興課長（桂川憲生君）

つちのこイベントについては、大きく心配しておることが2つございます。

1つは、駐車場に入れずに、一日中役場へ苦情の電話があったということで、今後、SNSなどを使って、その風評的な被害みたいなものを訴えられる方が多分出る可能性があるということ、それから駐車場などで非常に待っていただく、それから会場へ来てもトイレがいっぱいでトイレを

使えなかったというような苦情が結構ございました。

それで、今回、来年に向けて、その持ち越したくない課題としては、駐車場の問題、それから駐車場から現場までのシャトルバスの輸送の問題、それから食事、トイレの問題と、これだけございます。

それで、そのうち駐車場の問題については、診療所、それからはなのき会館、それから小学校の駐車場という大きなところで約800台ぐらいとめられますけれども、これを全て予約制にしまして、事前予約のあった方だけしかとめられないというのをインターネット等で告知をして、その苦情に対応できるようなふうに持っていきたいというふうに思っております。

それで、ここにあります44万円については、ネット上で駐車場の予約をしていただいて、当日この会場へ入るというのをPDFで返す仕組みまでを外部委託するものでございます。

それから、もう一つの企画のほうでございましてけれども、今、本当に我々の想像を超えるような人がお越しいただけますので、問題があったときに、多分事件というか事故が起きますと、企画から何から全てに再点検をされて、その問題、企画・運営に無理がなかったかというような点検を多分されてしまう。そのときに村として万全の体制をとっていたかというようなチェックが入るわけなんですけれども、今回、この企画の部分だけについて、一回、プロにそのキャパとか動線、それからシャトルの動かし方などについて企画だけしていただいて、運営については、昨年同様、村の職員が行うとして、一度その無理のない計画をやっていただくための企画費ということで上げております。

それで、財源がこれだけ必要でございまして、先ほど総務費のほうで出てまいりましたけれども、クラウドファンディングというところで「つちのこフェスタ」というふうに出てまいりましたけれども、800台のうち400台分ぐらいについて、1台について多分3人ぐらい平均でお越しただくと、普通は3,000円なんですけれども、3倍の1万円ぐらいのふるさと納税によって、そのかかるお金は何とか回収できるのかなあというふうに思っております。

クラウドファンディングという名前はついておりますけれども、達成成約型ではなくて、一人からちゃんと成立するクラウドファンディングのようでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の16ページのところに空白輸送事業というので賃金のところがある、これは60万円、空白輸送事業の新たな臨時賃金というのは、路線がふえたのか、人がふえたのか、どういうところでこの60万円が出てきたのか、教えてください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

路線につきましては、今、大明神から越原コミュニティセンターですし、あと土・日については柏本から越原コミュニティセンターというようにしておりますけれども、今回の賃金につきましては、不足が生じた理由といたしまして、最初に朝行っていただく時間を90分決めて、帰りも同じ時間帯の時間で設定を、お支払いをしておったというわけなんですけれども、一応その予算の時期に、当初見ておりました、その帰りの時間分のところまで計上していなかったということで、今、実績で10月ぐらいまで行ったときに、あと残りの月数について不足を生じるということがございましたので、今回、その分を補正させていただくということで、距離が伸びたとか、そういうことではございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

これは、なら見積もりのミスということによろしいですか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

当初のときの見積もりが、ちょっとここまでかかるということが見通せなかったということで、今回、補正ということになっておるといことです。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の24ページになりますけど、農林水産業費、6款1項1目、ちょっと賃金の部分になるわけなんですけれども、臨時雇用賃金151万5,000円がこの時期に補正で上がってきたということの御説明をお願いします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今、農業委員の担当をしておるのは臨時の安江宏さんをお願いしておるわけなんですけれども、宏さんも、臨時の方は半期、半期の雇用になっておるかと思いますが、それで、本人は半期でおりるつもりのような感じでおって、それで半期分だけ予算を組んでおったということで、本来なら9月に上げないかんかったわけなんですけれども、ちょっと申しわけないですけど、うっかりというところで、この12月に上げさせていただくというようなことで、よろしくをお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

国保診療所の特別会計の歳出でちょっとお伺いします。

新しい診療所ができて、歳出の1款1項1目の一般管理費ということで電気使用料が新診療所分ということで45万円と水道のほうは5万円ということで上がっておるわけなんですけれども、古いほうも動いておって、新しいほうも稼働していて、10月ぐらいから両方の金額が発生しておると思うんですけど、この50万ほどが今期の残り、3カ月動いたところで足りないという見込みだという解釈でいいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

今年度の予算を組む際に、一応その11月以降と11月までの旧と新の今の光熱費等については一括で組んでおりますので、あちらの現在の、旧の診療所で余っていた科目からも利用して新のほうに移して、さらにこれだけあれば抜けていけるだろうということで50万円ほど補正をさせていただきました。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ちょっと金額が小さいんですけど、一般会計の13ページの財産収入、財産売払収入で補正で10万円であります。説明は建物の売払収入というふうに書いてありましたけれども、非常に額が小さいですし、どこの建物をどこへ売ったかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

これは空き家の移住・定住事業に関しまして、日向にあります、1軒寄附をしていただいた住宅がございまして、その家の片づけが、コンテナは1杯多分5万円ぐらいなんですけれども、それが2杯か3杯で片づく物件でございました。その物件を売り払うに当たって実費分だけで売り払いを、財産処分をさせてもらいたいと思っておりますので、住宅1軒の販売でございまして、これだけの財産収入をまず頭出しさせていただいて、実際には多分10万円は少し超えるとは思いますが、このような予算計上をさせていただいております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第92号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第87号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第92号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

ここで5分間の暫時休憩とします。

午後3時02分 休憩

午後3時07分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第22、発議第3号 歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

発議第3号 歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和元年12月12日、提出者、今井美和、賛成者、安保泰男、同じく賛成者、安江健二。東白川村議会議長 樋口春市様。

意見書を読ませていただきます。

歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に「歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に「歯科口腔保健の充実、歯科保健医療提供体制の構築」が記載されているように、国も歯科医療を位置づけている。

口腔の健康を保つことが、糖尿病や動脈硬化症、認知症等、さまざまな全身疾患を予防し、国民のQOLの向上と健康寿命の延伸にとって重要であることが明らかになっている。歯科医療の重要性がますます高まっている。

しかし、経済的理由により早期受診が困難であったり、治療の中断が増加するなど、子供から高齢者まで口腔状況の悪化や口腔崩壊とも言える深刻な実態がある。さらに歯科では、丈夫で違和感の少ない金属床の入れ歯や自然の歯の色に近いかぶせものなどはまだまだ保険外のものが多く、保険のきく範囲は制限されている。

また、歯科医療の充実のためには、歯科医療を支える歯科技工士や歯科衛生士の処遇改善と充実を図ることが不可欠である。

国は、歯科検診の充実、歯科口腔保健の充実とともに、安全性・有効性が確立している歯科医療技術・材料に対する保険適用の拡大、窓口負担割合の引き下げ、歯科診療報酬の引き上げによって、全ての国民がお金の心配なく良質な歯科医療を受けられるよう、保険でよりよい歯科医療を実現する施策を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年12月12日、東白川村議会議長樋口春市。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号 歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第23、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 樋口春市様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上、申し出をいたします。

令和元年12月12日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員